令和８年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】　令和８年８月１８日（火）
【開会】　１４時００分
【閉会】　１７時５５分
【場所】　川崎市役所本庁舎復元棟２階　２０１・２０２会議室

【出席委員】

教育長　落合　隆
教育長職務代理者　芳川　玲子（オンライン参加）
委　員　森川　多供子
委　員　西井　孝明
委　員　坂口　緑
委　員　川邊　知美

【出席職員】

教育次長　田中　一平
総務部長　北川　友明
教育政策室長　山井　康明
地域教育推進室長　二瓶　裕児
教育環境整備推進室長　大村　誠
職員部長　宮川　匡之
学校教育部長　細見　勝典
健康給食推進室長　神谷　佳秀
生涯学習部長　加島　晃
庶務課長　田中　誠志
庶務課担当課長　森　達也
教育政策室担当課長　山口　弘
健康給食推進室担当課長　片山　美緒
健康給食推進室担当課長　鈴木　徳之
教育政策室課長補佐　太田　徹
教育政策室担当係長　染谷　大海
生涯学習推進課長　大島　健之
生涯学習推進課担当係長　仲田　浩
健康給食推進室担当課長　竹花　真也
健康給食推進室担当係長　横山　遼
庶務課経理係長　豊本　欽規
教育政策室担当課長　森　真二
教育政策室課長補佐　茅根　真帆
教育政策室担当係長　長島　達二
教職員企画課担当課長　井汲　真佐子
学校教育部担当部長　植村　裕之
学校教育部プロジェクト推進担当部長　竪月　基
学校教育部プロジェクト推進担当課長　橋本　朋行
指導課担当課長　山本　大
指導課担当係長　諏佐　達哉
指導課指導主事　阿部　功嗣
学校教育部プロジェクト推進担当課長　北村　美幸
支援教育課長　須藤　良
支援教育課担当課長　盛光　秀之
支援教育課担当係長　佐藤　將臣
支援教育課指導主事　松尾　貴子
教職員企画課長　安倍　悠史
指導課担当課長　古野　喜一
指導課担当課長　鬼頭　洋司
指導課指導主事　上谷　圭
庶務課担当係長　関橋　正貴
庶務課職員　佐藤　秀行

【署名人】

委　員　川邊　知美
委　員　森川　多供子

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

（１４時００分　開会）

１　開会宣言

【落合教育長】

皆さん、こんにちは。

ただいまから、定例会を開会いたします。

本日は、芳川教育長職務代理者がオンライン参加されておりますが、川崎市教育委員会会議規則第４条第３項の規定により、芳川教育長職務代理者は会議に出席しているものとみなし、教育長及び在任委員の過半数である４名以上の出席がございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第３項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

２　開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、１４時００分から１７時００分までといたします。

３　会議録の承認

【落合教育長】

６月の定例会の会議録を、事前に配付し、御確認いただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

＜承認＞

【落合教育長】

それでは、承認いたします。

４　傍聴　（傍聴者　３名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第１３条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【落合教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第２条の規定により、本日の傍聴人の定員を２０名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】
＜了承＞

【落合教育長】
異議なしとして、傍聴を許可いたします。
また、報道機関より録音の申出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第４条ただし書の規定により、ただいまから非公開予定案件に入るまでの間、録音の許可をしてもよいでしょうか。

【各委員】
＜了承＞

【落合教育長】
それでは、報道機関に限り、ただいまから非公開予定案件に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第４条ただし書の規定により、録音の許可をいたします。

５　非公開案件

【落合教育長】
本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項Ｎｏ．３から、報告事項Ｎｏ．１０までは、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第７条第４号に該当するため、報告事項Ｎｏ．１１は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第５条第１号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第７条第２号に該当するため、同条ただし書の規定により、非公開とすることに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
全員挙手です。よって、これらの件は、非公開とすることに決定いたします。
なお、報告事項Ｎｏ．３から報告事項Ｎｏ．１０までは、期日後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

６　署名人

【落合教育長】
本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第１５条の規定により、本職から指名

いたします。
　川邊委員と森川委員にお願いいたします。

７　報告事項Ⅰ

報告事項Ｎｏ．１　包括報告事項

【落合教育長】
　それではまず、報告事項に入ります。
　報告事項Ｎｏ．１「包括報告事項」の説明を、庶務課長からお願いいたします。

【田中庶務課長】
　よろしくお願いいたします。
　それでは、報告事項Ｎｏ．１につきまして御説明申し上げます。
　ファイルナンバー０１－１、報告事項Ｎｏ．１のファイルをお開きください。
　こちらは、令和８年第２回市議会定例会について及び市議会に提出された請願・陳情の審査状況について、包括して報告するものでございます。
　内容につきましては、ファイルナンバー０１－２及び３の資料を後ほど御確認ください。
　説明につきましては以上でございます。

【落合教育長】
　ありがとうございます。
　ただいま、令和８年第２回市議会定例会について、市議会に提出された請願・陳情の審査状況についての報告がございましたが、何か御意見等はございますでしょうか。
　よろしいでしょうか。
　それでは報告事項Ｎｏ．１は終了といたします。

報告事項Ｎｏ．２　非喫食者への（仮称）「学校給食費相当額給付制度」の立ち上げについて

【落合教育長】
　次に、報告事項Ｎｏ．２「非喫食者への（仮称）「学校給食費相当額給付制度」の立ち上げについて」の説明を、健康給食推進室担当課長からお願いいたします。

【片山健康給食推進室担当課長】
　それでは、報告事項Ｎｏ．２のファイルをお開きいただき、２ページを御覧ください。
　令和８年度から小学校と特別支援学校小学部において、国による学校給食費の抜本的な負担軽減が始まりました。国から交付される負担軽減交付金は、給食実施校の在籍児童数に応じて算定され、この在籍児童数には、アレルギーや長期欠席等により給食を喫食しない非喫食者分も含まれることから、今回新たに、非喫食者を対象として、給食費相当額を給付する制度を創設するも

のです。

今年度の国の交付金額と本市の小学校等における対応については下の表のとおりとなっております。

３ページを御覧ください。

非喫食者の扱いについては、各自治体の判断に委ねられておりますが、多くの自治体で給付制度の立ち上げが予定されており、非喫食者への支援を行う場合の対象者等については、国が一定の考えを示しております。

対象者は、給食実施校の在籍児童で、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者が想定されており、やむを得ない事情とは、重度のアレルギーやその他疾病、不登校、宗教上の配慮が必要である場合等となっております。

また、喫食しない期間が１年間や学期間など長期にわたり、あらかじめ給食停止の届出がある場合や、牛乳停止など、給食の一部を停止している場合も対象となりますが、在籍していても、就学の実態がないと判断する児童は対象外とのことです。

４ページを御覧ください。

給付の対象となる喫食形態でございますが、本市において給食を喫食しない場合の扱いは、①給食停止、②牛乳のみ喫食、③牛乳のみ停止の３パターンとなっております。

学校においては、アレルギー等により一部の献立のみ喫食しない児童や、一部の日だけ弁当を持参する児童もおりますが、今回の給付事業においては、国の考え方に基づき、あらかじめ給食停止の届出がある児童を対象といたします。

５ページを御覧ください。

給付対象とする非喫食の期間でございますが、国からは喫食しない期間が１年間や学期間など長期にわたるといった考えが示されております。

これを踏まえて、１年間を通して非喫食の場合を対象とすると、年度途中からの転入・転出や不登校等には対応できないという課題がございます。また、本市の場合は２学期制で、１学期間が長期となることから、学期間とした場合でも同様の課題がございます。

そこで、本市の制度においては、３学期制の場合の１学期間に当たる４か月を目安として、連続する４か月以上給食を停止している場合を、給付対象といたします。４か月の始期はどの月でも可能ですが、月途中から給食を停止した場合は、翌月分からを対象期間といたします。

６ページを御覧ください。

給付額の設定方法でございますが、国から交付された給食費負担軽減交付金を、非喫食者については金銭給付の形態で支給するものでございますので、国の基準額を給付金額といたします。

給付額の設定方法にございますとおり、月５，２００円とし、５，２００円に非喫食だった月数を乗じた額を、年度末に算定して、給付いたします。

不登校等により給食を停止している児童が登校し、予備食を喫食した場合は、喫食した分の１食単価を給付額から差し引きます。

７ページを御覧ください。

給付の流れでございますが、まず、保護者が学校へ区分変更届を提出し、給食を停止していることが前提でございまして、対象となる保護者から教育委員会へ給付金の申請をしていただきます。その後、教育委員会で児童の喫食状況を確認し、喫食できなかった状況に応じた額を給付いたします。

今後のスケジュールでございますが、９月の制度立ち上げを目指しておりまして、対象となる児童については、４月に遡って制度を適用いたします。

また、令和９年度以降の対応につきましては、国や他都市の動向を踏まえて検討してまいります。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

ただいま、アレルギー、不登校等で給食を食べていない、いわゆる非喫食者に給食費相当額を給付する制度を創設することについての御説明でしたが、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

９月からこの制度を立ち上げるということで、完成された案だと思うので、特に問題はなく、とても良いので、スムーズに実施していただけたらなというふうに思いました。

１点だけ確認したいのが、区分変更届というのは随時受け付けるものになるんでしょうか。つまり、このような制度があるということを、誰が、どのように保護者の方にお伝えするのか。どうやって申請するのかという辺りを教えてください。

【片山健康給食推進室担当課長】

はい。区分変更届はこれまでも随時止める場合には提出していただいておりまして、途中で不登校になってこの先、ちょっと登校できそうもないとか、あと牛乳が最近ちょっとおなかに合わなくなってきたとか､そういうのに合わせて保護者の皆様に提出していただいているところです。

今年度につきましては、小学校は負担軽減が始まって、もうお金を払わないので出さなくてもいいだろうという保護者の方が増えるのではないかという懸念もあって､食品ロスの観点からも、給食を喫食しない場合には必ず出してくださいというお話をしているところです。

区分変更届を出してくださいねという通知を５月頃、保護者にした際に、その中で、今後こういう給付制度を検討していることや、区分変更届を提出していて、理由や期間など一定の状況を満たした方が給付の対象になっていくことを周知しておりますので、保護者の方は、一定程度、御理解いただいているかなというふうに思っております。

今後、この給付制度が始まりますよというお知らせをする中で、改めてその辺を御案内してまいります。

【落合教育長】

よろしいでしょうか。

【坂口委員】

はい。

【落合教育長】
そのほか、いかがでしょうか。
森川委員。

【森川委員】
御説明ありがとうございます。
質問なんですけど、不登校とかで給食を停止している児童が予備食を喫食した場合、喫食した分の１食単価３３５円を給付金額から差し引きますとありますが、これは不登校でも来るか来ないか分からない、来たは来たけど食べるか食べないか分からないと、ぎりぎりなケースは多いと思うんです。やはり、最近、不登校もどんどん増加していますし、それは、その都度、栄養士の先生かな、どなたかがそれをカウントして手続をしていくという感じになるのでしょうか。

【片山健康給食推進室担当課長】
給食費を徴収させていただいていたときから、もともと不登校、給食を止めている子が来た場合には、予備食が各学校に５食分ぐらい用意されているので、それを食べられますよというふうな御案内をしていまして、食べた分は学校から報告が上がるということになっておりますので、食べた分に応じて給食費を支払うというのは、昨年度までと同じでございます。

【森川委員】
止める、止めないは、止めていなくても全く来なくなっちゃう子もいたりとか、止めていてもだんだん来られるようになってきたりとか、それぞれあると思うんですけど、それはもう保護者の方の御判断だという感じでよろしいでしょうか。

【片山健康給食推進室担当課長】
そうですね、やはり学校に行かれるかもしれないと思うと、なかなか給食を止めるという決断ができないところがあるかなと思うんですけれども、今回の制度においては、止めていない場合には、その分の食材を買ってしまっているので、止めている子だけを対象とせざるを得ないのかなと思います。

【森川委員】
ありがとうございます。

【落合教育長】
皆さん、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
はい、ありがとうございました。
では、以上で報告事項Ｎｏ．２は終了といたします。

８　議事事項

議案第１５号　教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（令和７年度版）について

【落合教育長】

続いて、議事事項に入ります。

議案第１５号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（令和７年度版）について」の説明を、教育政策室担当課長からお願いします。

【山口教育政策室担当課長】

それでは、御説明いたしますので、ファイルナンバー０３－１、議案第１５号のファイルをお開きください。

２ページを御覧ください。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第２項において、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされていることから、川崎市教育改革推進会議を通じて、学識経験者、市民代表、教職員代表から御意見をいただきながら作成したもので、本市の教育に関する基本計画であるかわさき教育プランの進捗管理の結果を取りまとめたものでございます。

３ページを御覧ください。

目次でございますが、第１章から第３章までは、教育委員会の活動状況等ですので、後ほど御覧ください。本日は、進捗管理の結果を記載している第４章を御説明いたします。

９ページを御覧ください。

第４章、かわさき教育プラン第３期実施計画、令和７年度点検・評価シートでございまして、基本政策ごとに点検・評価の結果を御説明してまいります。

初めに、基本政策Ⅰ「人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。

政策目標、主な課題は、記載のとおりでございます。

１０ページを御覧ください。

主な取組成果でございますが、みらいねっと～キャリア在り方生き方教育全市交流会～を実施し、市制１００周年を契機にした学びを、市立学校のキャリア在り方生き方教育の充実につなげるとともに、キャリア在り方生き方ノート等の好事例を周知するなど、教職員の理解を深めました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、ＡＩ化や価値観の多様化が進む中、子ども自身の内側から湧き出る関心、意味づけ、主体的な取組を重視し、正解のない問いに自分なりの答えを出せる軸や、内発的動機を育む教育を期待する御意見などをいただきました。

次に、今後の取組の方向性でございますが、学校の特色を生かし、今日的な教育課題に対応したカリキュラム・マネジメントに向けて、具体性のある研修を行うほか、キャリア在り方生き方ノート、キャリア・パスポートの効果的な活用方法を発信し、活用の促進に取り組んでまいります。

１２ページを御覧ください。

基本政策Ⅱ「学ぶ意欲を育て、生きる力を伸ばす」でございますが、次の１３ページに参りま

して、主な取組成果でございます。

以下、丸数字は、主な課題の番号に対応しておりますが、③市制１００周年のレガシーとして、市内産多摩川梨を使った「かわさきそだち」のなしゼリーの提供や、能登の食材を使用し、復興を応援する取組等を実施したほか、④データ利活用調整会議を定期的に開催し、五つのダッシュボードを本格稼働するとともに、通信環境の回線速度強化などを行いました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、①参考指標における授業の理解度・好感度の推移を踏まえ、子どもたちが、分かった・楽しいと思えるカリキュラム編成や授業展開を検討する必要があるとの御意見などをいただきました。

１４ページを御覧ください。

今後の取組の方向性でございますが、①市学習状況調査の経年比較等により一人ひとりの学習状況を把握し、その結果をＧＩＧＡ端末と連携することで、各学校の授業改善や児童生徒の学習改善につなげるほか、⑤生徒から選ばれる特色ある高校づくりや、学校配置・規模の最適化、高等専門学校の設立も含めた検討を進めてまいります。

１６ページを御覧ください。

基本政策Ⅲ「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」でございますが、次の１７ページに参りまして、主な取組成果でございます。

①全ての行政区で巡回方式による指導を実施するとともに、②スクールソーシャルワーカーを増員したほか、④ゆうゆう広場において、児童相談所など関係機関との連携を深め、昨年度以上に多くの児童生徒に対し、社会的自立に向けた支援を行いました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、①医療的ケア児や個別の支援を必要とする児童生徒に対する適切かつ確実な人的配置や、必要な人的支援につなげるための配慮、②子どもへの支援と同時に保護者支援を行うための校内支援体制や人的配置を求める御意見などをいただきました。

１８ページを御覧ください。

今後の取組の方向性としましては、②福祉機関など学校外の関係機関との連携を強化し、総合的な支援ネットワークの構築を進めるほか、④ゆうゆう広場に通うことが難しい児童生徒も含めて支援できるよう、家庭訪問支援やオンライン学習システムを活用した伴走支援のモデル実施を三つの広場で行い、アウトリーチ機能を強化してまいります。

２０ページを御覧ください。

基本政策Ⅳ「良好な教育環境を整備する」でございますが、次の２１ページに参りまして、主な取組成果でございます。

③学校施設の長寿命化・再生整備について、校舎３０校、体育館１６校で工事を実施したほか、④校舎増築工事について、宮前平中学校で完了し、鷺沼小学校及び登戸小学校で工事に着手いたしました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、③酷暑が常態化する中、子どもたちの安全面を最優先に、空調整備の優先順位づけや計画的な対応を進めることや、学校施設の整備計画と進捗をより見える形で共有し、保護者や地域の納得感を高めることが必要との御意見などをいただきました。

２２ページを御覧ください。

今後の取組の方向性でございますが、③学校施設長期保全計画に基づき、老朽化した施設の状

況や個別課題を踏まえて、長寿命化・再生整備の工事を計画的に進めるほか、④中学校における３５人学級の段階的な実施等に対応するため、必要な対応策を計画的に検討してまいります。

２３ページを御覧ください。

基本政策Ⅴ「学校の教育力を強化する」でございますが、次の２４ページに参りまして、主な取組成果でございます。

①外部講師による業務改善支援を２３校で実施するとともに、教職員勤務実態調査の結果等を踏まえ、未来を育む学校サポートプログラムを策定したほか、③教職員のライフステージ等に応じた研修を計７３講座、２３３回実施いたしました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、①働き方改革は業務の効率化にとどまらず、教材研究や子どもの学びのプロセスを見取る時間を確保するなど、その結果として子どもたちにどのような教育を提供できるかという視点が重要であるとの御意見などをいただきました。

２５ページを御覧ください。

次に、今後の取組の方向性でございますが、①未来を育む学校サポートプログラムに基づき、教職員の働き方・仕事の進め方改革を総合的に推進するほか、③集合型研修とオンライン研修の特性を最大限に生かし、より効果的で効率的な研修体系となるよう改善を図ってまいります。

２７ページを御覧ください。

基本政策Ⅵ「家庭・地域の教育力を高める」でございますが、次の２８ページに参りまして、主な取組成果でございます。

②全５１中学校区中４４中学校区で地域教育コーディネーターを設置したほか、子ども会議において、多くの子どもたちが話し合う機会や、地域団体や関係機関等の大人と子どもが話し合う機会を設けるなど、意見表明の場を確保いたしました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、地域教育会議、地域の寺子屋事業、地域教育コーディネーターなど、川崎独自の市民参加型の教育施策について、今後も継続的な支援を期待する御意見をいただきました。

２９ページを御覧ください。

今後の取組の方向性でございますが、①家庭教育に関する学習機会について、個人への学びの提供に加え、地域でのつながりづくりの視点を持ちながら取り組むほか、②地域教育コーディネーター同士の情報交換の機会を設けるなど、学校運営協議会と一体的に取組を進めてまいります。

３０ページを御覧ください。

基本政策Ⅶ「いきいきと学び、活動するための環境をつくる」でございますが、次の３１ページに参りまして、主な取組成果でございます。

①図書館アプリの活用や電子書籍の拡充など、図書館利用の促進に取り組んだほか、②学校施設開放について、令和７年度から導入した予約システム等による運用の改善を図りながら、工事中を除く全ての市立小学校で校庭開放を実施いたしました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、市民館の講座や活動について、情報を発信するだけでなく、地域の方々にどのように受け取ってもらい、参加につなげるかという視点で周知方法を工夫する必要があるとの御意見をいただきました。

３２ページを御覧ください。

今後の取組の方向性でございますが、①電子書籍のコンテンツを充実させるなど図書館サービ

スの向上に取り組むほか、②学校施設開放の新たな制度や手続を円滑に運用し、特別教室等の開放拡大を進めてまいります。

３３ページを御覧ください。

基本政策Ⅷ、文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進めるでございますが、次の３４ページに参りまして、主な取組成果でございます。

①川崎市地域文化財を新たに３４件決定するとともに、指定文化財等の現地特別公開を行ったほか、②かわさき宙と緑の科学館では、出張展示、オーロラ写真展やプラネタリウムの字幕つき投影などを実施いたしました。

次に、教育改革推進会議における意見内容でございますが、文化財や博物館等について、学校教育と接続した学習コミュニティーとしての役割を強化し、子どもたちが身近な歴史を体感できる教育環境の整備や、個人利用を促す仕掛けを期待する御意見などをいただきました。

３５ページを御覧ください。

今後の取組の方向性でございますが、①川崎市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の調査・保存・活用を推進するほか、②日本民家園や青少年科学館において、教育普及活動や広報、生田緑地内施設等との連携を通じて、魅力ある博物館づくりを進めてまいります。

報告書の説明は以上でございます。

なお、ファイルナンバー０３－２、議案第１５号は、本報告書の別冊として、教育委員会の活動と、事務事業の評価結果を詳細に記載しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

ただいまの、かわさき教育プラン第３期実施計画の基本政策につきまして、政策ごとに点検、評価の結果を説明していただきましたが、何か御質問等はございますでしょうか。

芳川委員、お願いします。

ちょっと芳川委員、音が聞こえていないので、ちょっとお待ちいただけますか。

【芳川教育長職務代理者】

はい、すみません。

【落合教育長】

それでは、お願いします。

【芳川教育長職務代理者】

今はいかがでしょうか。

【落合教育長】

大丈夫です。

【芳川教育長職務代理者】

質問なんですけれども、２２ページの資料の中で、生徒の登下校の事故についての数値があるんですけれども、その数値を見ていてちょっと気になっているんですけれども、登下校の事故件数が減ってはきているんですけれども、なかなか減らない。その辺りについて、何か対策とか、若しくは注意喚起をされているのでしょうか。

以上です。

【落合教育長】

学校教育部長。

【細見学校教育部長】

すみません、ただいま御質問がありました、登下校の交通安全につきましては、学校におきましては、日頃から注意喚起はしているんですけれども、最近、自転車の事故も増えている状況もございますので、当然、周りの自動車の交通安全ルールとかそういったものも含めまして、注意喚起というものは日常から行っているところでございます。

今後につきましても、機会を捉えて、交通安全等、いろいろなルールにつきまして注意喚起していく予定でございます。

以上でございます。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございます。

もう１件なんですけれども、３２ページのところで、実際に公民館とか市民館の利用に関して、なかなか利用率が伸びないという結果も出たりしているんですが、これは、川崎市において、長年話題になっているところだと思うんですけれども、そこについて、今後どのような形で更に考えていくのか、もしお考えがあったら教えていただければと思います。

以上です。

【落合教育長】

生涯学習部長。

【加島生涯学習部長】

生涯学習部長の加島です。

ありがとうございます。

社会教育振興事業の参加者数がなかなか伸びないというところの御質問でございますけれども、今回、一旦数字がぐっと下がってしまって、その後、順調に少しずつ回復はしているんですけれども、やっぱり９．２万人以上という目標には当然達していないというところでございます。この９．２万人の目標を設定したのが、前の総合計画を策定した平成２６年に設定した数字でございまして、そのときの平成２６年の数値は８．９万人で、その数字を基に、９．２万人という目標を設定したんですが、コロナとかそういったものもございまして、少なかったというのもあり、今はこのような状況でございます。この間、コロナの影響を受けて、オンラインですとかＳＮＳですとかインターネットとか、様々な情報をそういったもので取得できるといったようなことも

ございまして、わざわざ市民館だとかそういうところに足を運ばなくても、そこから情報を得ることができるというところで、少し様子も変わってきたのかなというふうに思っています。

ただ、我々としては、ただ情報を単に入手するだけではなくて、つながりだとか、そういったところも重視しておりますので、これからは、市民館に来てもらうだけではなくて、我々のほうから地域のほうに出向いていって、本当に地道な、そういった取組にちょっと力を入れていきたいというふうに考えております。

あとは、オンラインとか、そういったところも併せて、受講している方とかが柔軟に選択できるような形も考えていければというふうに考えています。

以上でございます。

【落合教育長】

いかがですか、芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

はい。ありがとうございます。

この市民館という施設というのは、川崎市にとって、とても存在感がある場所というふうに思っていますし、当然、公民館とかもそうですが、そういう意味では、役割の多様化というのは、やっぱりもともとある形ではなくて、更に追求をしつつ、もう少し幅広い利用ができるようなことを考えていただければ、そこは実はとても大事な、コミュニティーの中心地だというふうに思っていますので、そこを更に積極的に考えていただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

【加島生涯学習部長】

ありがとうございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

西井委員。

【西井委員】

質問というよりは、意見ですけど、何点か申し上げたいと思います。

主に資料２を見ながら、下は達成状況の一覧になっていて、大きく六つの項目があって、ＢとかＣとかそういうふうになっているんですけれども、評価そのものについて何か意見があるということじゃないですが、その中からピックアップして、これは、なかなかやっぱり良い取組で前に進んでいるなというところだけ、ちょっと良いところだけに目を向けて見ています。

まず、一番目のところで言うと、この生きる力を伸ばしてくれるという項目について言うと、確かに、学習が好きだとか、それから授業が分かりにくくなっちゃっているというような課題点もあるんですけれども、一方で、びっくりしたのは中学校２年生のところの、授業で学んだことは将来役に立つというこの項目は、令和３年から比較していくと、令和７年に向かって段階的に

すごく伸びてきているんですよね。これは、実はすばらしいことなんじゃないかなと思っていて、それで、ほかの関連する項目の施策とつながりを見ていても、ちょっとよく分からないところがあったんですが、一つは、やはりキャリア・パスポートを活用したコミュニケーションという辺りが非常に浸透してきているのかなというように受け止めたのですけれども、ぜひ、こういうことはすばらしいので継続していただきたいなというふうに思いました。これが１点です。

それから、二つ目の項目の、一人ひとりの教育的ニーズへの対応というのは、これは、ほぼ達成しているという状況なんですけれども、特にその辺りは、いじめの解消率というのは、まだ若干課題が残っているものの、令和６年度末時点で認知しているいじめについて、令和７年７月の時点での解消率は、小学校が９８．３％、それから中学校が９４．５％と、これはかなり改善してきているということですね。この数年の取組というのが功を奏してきているのかなというふうに思いました。これは非常に特筆すべき点かと思います。

最後、１点ですけれども、家庭・地域の教育力の向上というところでは、やはり地域の寺子屋の取組というのは非常に前に進んでいるというのは良いことで、特に寺子屋の設置と、それから寺子屋先生の増加ですね。確かに目標そのものはかなりチャレンジングな目標なので、それに対しての達成はしていないということなんですけれども、これは非常に増えてきているということで、寺子屋は１０２か所になってきていますし、それから寺子屋先生の数も１，３５４人が令和７年度で登録されているということで、これは非常に力強く推進していただければというふうに思います。ぜひ、今後の地域教育会議が、いろいろな整理をされたというふうに聞いておりますので、あとの連携が期待できるかというふうに思って拝見いたしました。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

川邊委員。

【川邊委員】

すみません。電子図書の件についてお伺いしたいんですけれども、学校司書の間でも電子図書の普及が、まだそこまで各学校進んでいない中、学校司書の中では団体貸出しの対象となるような授業で使うものが電子図書で入ってくると、すごく授業も効率よく進められるというのが現場の先生方からも言われているんですが、その辺りは、今後、入ってくる予定などはあるのでしょうか。ちょっと、団体貸出しは常に何十冊も必要になってくるので、それを図書館に全員で行って、学校に運んでというのをやっているんですが、そこは電子図書ではＧＩＧＡ端末で見られるようになると、子どもたちの授業をすごく効率よく行えるのではないかなとは思っています。

【落合教育長】

生涯学習部長。

【加島生涯学習部長】

図書館の電子図書の件でございますけれども、学校への団体貸出しというのは、これは御存じ

のように書籍でやらせていただいているんですけど、電子図書につきましては、まだそこまでにはなっていないというような状況ですので、御意見をいただいたことも踏まえまして、今後、更に検討していければ、学習の効率も上がっていくのかなと思いますので、ぜひ、検討してみたいと思います。ありがとうございます。

【川邊委員】
ありがとうございます。よろしくお願いします。

【落合教育長】
学校教育部長。

【細見学校教育部長】
ちょっと補足になるんですけれども、この学校図書館の電子図書を活用するということは、非常に有効であるということで考えておりまして、現在も図書館の担当者の方と学校教育部と、どのような活用ができるかというような事業者を交えた議論というのが今、進んでいるところですので、また、まとまってまいりましたらお知らせしたいと思います。
以上です。

【川邊委員】
ありがとうございます。よろしくお願いします。

【落合教育長】
教育政策室担当課長。

【山口教育政策室担当課長】
すみません。ちょっと電子書籍については、そもそも市場の中で、多分今、２０万冊とかそういうレベル感で、売っている書籍が決まっていて、そこからどれだけ購入するかという話になっているので、団体貸出し用の図書館に入ってくる書籍が電子化されているのかというのが、まず１点課題があるのと、あと団体貸出しの電子書籍を仮に渡せた場合も、こちらでライセンスがあって、１冊買ったら１人以外はほかの人は見られないので、そういうことの難しさもあるというところで、ただ電子書籍の市場自体は、今後、拡大することを期待して、そういった図書館の団体貸出しや学校図書館での活用のほうも、その市場の動向に合わせて広めていきたいというような方向性でございます。
以上でございます。

【川邊委員】
ありがとうございます。

【落合教育長】
そのほか、いかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】
ありがとうございました。私は２点あります。
キャリア在り方生き方ノート、キャリア・パスポートの効果的な活用方法についてなんですけれども、例えば支援級であるとか不登校であるとか、記入することのハードルが非常に高かったりしています。ですが記入しなければ次に進めないということで教員も非常に苦労している姿を、そういう子たちへの対応では見かけることがあります。ぜひ効果的な活用方法の中に、そういう子たちでも活用できる、記入できるキャリア・パスポートであったりとか、キャリアノートであったりしてほしいなと、心の底から願っております。よろしくお願いいたします。
あと、もう一点なんですけども、いじめに関してなんですが、解消率は非常に上がっていって、これは先生方の本当に細やかな聞き取りと、御苦労のたまものだと思って非常に感謝しております。ただ、解消率は高いんですけれども、数字に隠れた部分、下に潜っていく根の深いものは、隠れていくので、若干増えているように感じています。見つからないように、見つからないようにと水面下に入っていくというか。なので、その辺の対応等を、御苦労は多いと思うんですけれども、この数字だけではなくそういうものもあるということを皆さんに分かっていただけたらありがたいなと思っております。よろしくお願いします。

【落合教育長】
ありがとうございました。
坂口委員。

【坂口委員】
ありがとうございます。
こちらの第２次かわさき教育プランに関して、このような結果が出たということで、事業の計画に対してこういう評価だということがよく分かる報告書でした。ありがとうございます。
１点、もし、分かればなんですけれども、第３次のかわさき教育プランは、一人ひとりが輝き、共に未来をつくるという、こちらに向けて、どの部分が特に引き継がれる必要があるのか、これはそれぞれの教育改革推進会議において問題点が指摘され、今後、ここに取り組みますということまでが書かれたのが今回の報告書だと思いますが、同時並行でやっぱり第３次の教育プランをずっと作ってきました。その中で基本的には、第２次の方針はとてもよいので第３次でも継承しましょうということで私たちは話し合ってきたとは思うんですけれども、特にやっぱり第３次で改めて今後１０年、ここから何を引き継ぐのかというのをどんなふうにお話しなさっているのか、もし分かればポイントを教えていただければと思います。

【山口教育政策室担当課長】
それは教育改革推進会議でということですか。

【坂口委員】
はい、今後に向けてです。

【山口教育政策室担当課長】

事務局としてということですね。

そうですね、やっぱり基本的な立てつけとして、方向性は変更しているものの、主な事務事業ですとか連なる政策については、やっぱり生かして継続して行っていかなければいけないものが多いものと認識しておりますので、ただ、何ですかね、今回の新しいプランにつきましては、その中でも特徴的にやっていかなきゃいけないキープロジェクトの抽出みたいなものを中心に行ってまいりました。いわゆる子どもたちの教育環境の改善ですとか、分かる授業の推進ですとか、そういった、ずっと続けていかなければいけないことと、また新たに起きている社会課題への対応という部分で、例えば支援の必要な児童の増加ですとか、外国人の子どもの増加ですとか、そういったものを適宜踏まえながら、１０年後の未来はちょっと分からないよねというところから、新しい教育プランのほうでは、柔軟性を持って取り組むということを踏まえたつくりにつなげないといけないところもございます。

【坂口委員】

ありがとうございます。すみません、抽象的な質問をしてごめんなさい。

こちらの第２次のほうの基本政策Ⅱにある、学ぶ意欲を育て、生きる力を伸ばすという部分、確かな学力、豊かな心、健やかな心身ということで、こちらの数字を見る限り、基本的には目標値に届いていないものも含めて、順調に力を伸ばしている様子というのを私も拝見しました。例えば体育の状況などは、かなり思った以上によい数値が出ていますが、第３次のほうで、チャレンジ精神とか、一歩踏み出すとかそういったことが課題だというのを議論したのを覚えていまして。第３次のプランの中に示しました。こういうのをどんなふうに対応したらいいのかというのを、これを読みながら考えてしまったのですが、例えば、キャリア生き方でしたっけ、これはキャリア・パスポートのようなツールを使うというのも一つの方法であると同時に、今回、私たちが一生懸命力を入れているのは、授業をつくっていく先生たちに余裕を持たそうと、ＧＩＧＡ端末を使って子どもたちにもいろんな多様なアプローチをしようとか、そういった環境、そういったタイプの環境的アプローチだと思うんですけれども、そのような理解でいいのかどうか。キャリア・パスポート的なものとかそういうツールといったものを開発していくのか、それとも、もう少し環境的なアプローチというものにもっと力を入れたほうがいいのか、何か、それを読んでいて分からなくなってしまいました。もし、今後どういう方向で学力を伸ばしていく、そして、学校で、前向きに子どもたちがチャレンジするという環境をどんなふうに進めていくというふうに考えているのでしょうか。これまたすみません、抽象的な質問になってしまいました。お願いします。

【山口教育政策室担当課長】

はい、ありがとうございます。

そうですね、ツールはツールで必要だと思うんですけれども、やはり学校現場の改善みたいな、システム的な問題が大きいのかなというところがあります。さっきの働き方改革から分かる授業の循環ですとか、そういったところも含めてやっぱり、こっちの教職員の体制の問題ですとか、あとは授業内容の改善ですとか、そういったところを循環させながら全体の体制づくりとシステ

ムづくりの中に、そのツールというのは必要に応じて取り入れていく。それはそのＩＣＴとかＡＩとかもそうだと思うんですけれども、まずは大きな体制づくりから、その必要なツールを取り込むというようなイメージかなというふうに考えているところです。

以上です。

【坂口委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

西井委員。

【西井委員】

坂口先生の御質問に、僕もこの評価を見ながら、全体的に良い方向に教育が向かっているのかというのを総合的に評価するというのは非常に大事なことだというところを感じたのですね。一つひとつの項目、大きな施策の項目、それから事業ごとの評価、これはできるだけ点数を付けられるように、何回も、それからＡ、Ｂ、Ｃとか分類されているんですけど、結果としてそれで良い方向に向かっているかという、つながりみたいなものが読み取りにくいんですよ。これは、でも教育委員会のそれぞれの活動の効果なので、これはそれぞれについてはきちっと評価されていると。だけどねという。先ほど私がキャリアの開発のところで申し上げた、学校の授業は将来役に立つと思っている子どもたちの数がすごい増えているんですよ。これは物すごい良いことなんじゃないかなと思っています。一方で、勉強、授業についての理解度というのは少し低下していたり、それからチャレンジするということについて、ちょっと足踏みをするというかそういう傾向についてはあまり変わっていなくて、やや低下傾向にあったりするというふうなことがあって、どうも、ちぐはぐな感じがすごくしたんですけれども、多分、１個１個の小項目の評価を解析してそこに何かに結びつけるという類のものでもないので、今、持っていらっしゃる事務方のほうで評価していらっしゃる、良いところを伸ばしながら、一番大事だと思っている項目のところが、ちゃんとこの政策を評価していただくところに伝えることができるようなレビューをして、それで、それによって学校の取組とか、それから教育委員会の皆さんの仕事が適正に評価されるようなレビューをしていくしかないのかなと思ったんですけど。

【坂口委員】

おっしゃるとおり、すごくうまくいっているし、まあまあの成績が出たじゃないですか。すごいよかったなと思う一方で、これで大丈夫かなと思ったというのが私も同じ気持ちでした。１個、１個の事業は、ツール的なものというのは開発されているし、問題には的確に対応されているし、人も配置されているし、お金ももらえているし、じゃあこれでいいのかなというのも、やや心許なく思ったので質問させていただきました。

ただ、今の御回答で、やっぱりシステムをどうするかということを、ここで常に考えなければいけないことだなというのは、改めて理解いたしました。

西井委員、ありがとうございます。

【落合教育長】
ほかはいかがですか。
担当課長。

【山口教育政策室担当課長】
特に今回のキープロジェクトなんか見ていただくと、例えば非常に切れ目のない支援も、これはまさに体制の話になりますけれども、またキープロ３の環境づくりですとか、キープロ４では、社会の実現に向けた大きなお題目で、まさに環境そのものを構築していくということを目標に掲げていて、それに紐付いて個別の事務事業はやっていますので、そういったところでは評価いただくんですが、今後はキープロジェクトの取組成果をしっかり報告させていただいて、評価をいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

【落合教育長】
ありがとうございます。
ほかの点はいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
はい。ありがとうございます。それでは、議案第１５号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員は挙手を願います。

【各委員】
＜全員挙手＞

【落合教育長】
ありがとうございます。全員挙手です。
よって本件は原案のとおり可決されました。
傍聴人の方に申し上げます。これからは非公開の案件になりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第６条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

＜以下、非公開＞

９　報告事項Ⅱ

報告事項Ｎｏ．３　包括報告事項

【落合教育長】
続いて、報告事項Ⅱに入ります。
報告事項Ｎｏ．３「包括報告事項」の説明を庶務課長からお願いいたします。

【田中庶務課長】
よろしくお願いいたします。

それでは報告事項Ｎｏ．３につきまして、御説明申し上げますので、ファイルナンバー０４－１、報告事項Ｎｏ．３のファイルをお開きください。

こちらは、令和７年度川崎市一般会計における教育費の決算について、公益財団法人川崎市学校給食会及び公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について、令和７年度両法人の経営改善及び連携・活用に関する取組評価について、包括して報告するものでございます。

内容につきましては、ファイルナンバー０４－２から７までの資料を後ほど御確認ください。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございました。

令和７年度の教育費の決算について、それから給食会、生涯学習財団の経営状況について、また、経営改善及び連携・活用に関する取組評価についてでございますが、何か御意見等はございますでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

ありがとうございます。

もしかすると昨年も同じ質問をしたかもしれないんですけれども、ちょっと資料の１番だったか２番だったか分かりませんけれども、それぞれ二つの公益財団、給食と生涯学習財団がありますけれども、この自己評価のシートがあって、非常に丁寧に評価をされていて、それの一番最後のほうに、いわゆる公益財団の役員さんの数と、それから職員さんの数というのがあって、そのうち、いわゆる役所からのＯＢの人たちが占める比率というのが書かれていて、両財団のそこのところが空欄になっているんですよ。その空欄になっているのが、この評価を受けているということになっているんですが、これは特段、何か、ここに欄があるのに書いていないというのは、何か意味があるんですか。もし、必要ないんだったら逆にもう評価の中に入れていないんだったら取ってしまってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっとそこだけ違和感が非常にありました。何人以下にしなければ、以上いちゃいけないとか、何か、そこを超えている理由とか何かいろいろ書いてあるんですけれども､空欄があるんですよ｡何ページと言えばいいのか、すみません。それぞれの財団のシートがありますよね。

【落合教育長】

生涯学習推進課長。

【大島生涯学習推進課長】

生涯学習財団及び給食会の市のＯＢだったり、そういった形なんですけれども。

【西井委員】

それです。

【大島生涯学習推進課長】

はい。一番、それぞれのファイルの一番最後のページに、いわゆる、役員職員の状況という欄がございまして、例えば給食会でいいますと、常勤の欄、左側に常勤の欄がありまして、役員は、そのうち市のＯＢが２名いるというような記載と、あと生涯学習財団についても、役員について、市のＯＢが２名いるというような記載がございます。

また、生涯学習財団については、役員を除く職員についても、９名中７名が市のＯＢの職員ですというような記載はしてございます。

以上でございます。

【田中教育次長】

西井委員がおっしゃっていたのは、あれですか、一番下の備考欄のことですか。

【西井委員】

そうそう。備考欄。

【田中教育次長】

これは教育委員会の財団だけじゃなくて、全市共通のフォーマットでやっておりますので、これがあったら入れるという欄が設けられているんだと思います。該当しないので、教育委員会は入れないと。

【西井委員】

そういう意味ですね。分かりました。今の備考のほうでした。

【落合教育長】

よろしいですか、西井委員。

【西井委員】

はい、いいです。

【落合教育長】

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それでは報告事項Ｎｏ．３は終了といたします。

報告事項Ｎｏ．４　教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．４「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

【田中庶務課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項Ｎｏ．４「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」につきまして御説明申し上げます。

ファイルナンバー０５－１、報告事項Ｎｏ．４の１ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第４条第１項第２号の規定に基づき、教育長が専決した事項について、同条第２項の規定に基づき、御報告するものでございます。

１の（１）件名は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づく意見聴取についてでございまして、（２）内容は、記載のとおりでございます。

２、専決を行った日でございますが、令和８年８月１７日でございます。

２ページを御覧ください。

令和８年第３回市議会定例会に提出を予定する議案について、異議はないものとして市長に回答した文書でございまして、３ページは、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

それでは、専決した事項のうち、議案第１１２号、議案第１２４号、議案第１２５号、議案第１２６号、議案第１２７号、議案第１２８号及び議案第１２９号につきましては、本年７月の定例会で、議案第１４１号につきましては、本日の定例会でそれぞれ御報告しておりますので、ここでは議案第１３３号について、御説明いたします。

ファイルナンバー０５－２、報告事項Ｎｏ．４資料のファイルをお開きいただき、資料下のページ番号の３ページを御覧ください。

議案第１３３号、令和８年度川崎市一般会計補正予算についてでございますが、４ページ及び５ページを御覧ください。

第１表歳入歳出予算補正の一番下、１３款教育費を２億２３５万２，０００円増額し、総額を１，３７３億７，３０８万４，０００円とするものでございます。

内容といたしましては、１２ページ及び１３ページを御覧ください。

幸市民館･図書館大規模改修事業の入札不調に伴い､工期や工事費等に変更が生じることから、２億２３５万２，０００円の増額補正を行うものでございます。

次に、６ページにお戻りください。

第２表繰越明許費の１３款教育費の内容といたしましては、義務教育施設整備費における鷺沼小学校校舎増築工事について、地中障害物の影響により、不測の日数を要したため、事業の執行が令和９年度となりますことから、２０億７，３７２万９，０００円を繰り越すものでございます。

次に、７ページに参りまして、第３表債務負担行為補正の追加を御覧ください。

高等専門学校設置事業費について、高等専門学校の設置に向けた取組に対応するため、債務負担行為として、期間を令和８年度から令和９年度まで、限度額を２，３１０万円として設定するものでございます。

次に、２、変更の一番下を御覧ください。

幸市民館・図書館大規模改修事業費について、幸市民館・図書館大規模改修事業の入札不調に

伴い、工期や工事費等に変更が生じることから、債務負担行為の限度額を２４億４４１万９，０００円に変更するものでございます。

最後に、８ページを御覧ください。

第４表地方債補正でございますが、一番下の社会教育施設整備事業の限度額を、幸市民館・図書館大規模改修事業の入札不調に伴い、工期や工事費等に変更が生じることから、１億８，３００万円増額し、３４億７，３００万円とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

専決した事項のうち、議案第１３３号「令和８年度川崎市一般会計補正予算」について説明していただきましたが、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項Ｎｏ．４は終了といたします。

報告事項Ｎｏ．５　「川崎市総合計画」第３期実施計画・総括評価結果及び令和７年度事務事業評価結果について

【落合教育長】

では、次に、報告事項Ｎｏ．５「「川崎市総合計画」第３期実施計画・総括評価結果及び令和７年度事務事業評価結果について」の説明を、教育政策室担当課長からお願いします。

【山口教育政策室担当課長】

それでは、報告事項Ｎｏ．５について御説明いたします。

初めに、ファイルナンバー０６－２、報告事項Ｎｏ．５資料２のファイルをお開きください。

総合計画及び評価対象等について御説明いたします。

資料の２ページ、ＰＤＦファイルのページですと１２ページを御覧ください。

こちらは、川崎市総合計画の概要に関する説明資料となってございまして、総合計画の趣旨、構成に関する内容を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

１ページお進みください。

図１－２のとおり、総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造としており、政策体系としましては、第１階層の基本政策、第２階層の政策、第３階層の施策、第４階層の事務事業で構成されております。

１ページお進みください。

総合計画では、基本構想としてめざす都市像、まちづくりの基本目標を定め、政策体系として、白抜き文字の五つの基本政策と、その下位にある２３の政策で構成されております。

また、図の下の米印にありますとおり、政策の下に、施策と事務事業が連なっており、教育委員会関連の事務事業は、合計４５ございます。事務事業が位置づいている場所としましては、基

本政策２「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」に連なる政策の２「未来を担う人材を育成する」及び３「生涯を通じて学び成長する」の全てに含まれているほか、基本政策４の政策８「スポーツ・文化・芸術を振興する」の一部に含まれております。

資料の７ページ、ＰＤＦファイルのページですと１７ページを御覧ください。

評価スケジュールでございますが、今回は、第３期実施計画の最終年として、「施策」は、令和４年度から７年度までの４年分の総括評価を行い、「事務事業」は、令和７年度分の評価を行うものでございます。

資料フォルダにお戻りいただき、０６－１、報告事項Ｎｏ．５資料１のファイルをお開きください。教育委員会事務局分の評価結果について御説明いたします。

２、川崎市総合計画第３期実施計画・総括評価結果（概要）でございますが、市全体で７４ある施策のうち、教育委員会事務局が所管する６施策について評価を行った結果、表１のとおり、Ｂ、一定の進捗があるが４施策、Ｃ、進捗が遅れているが２施策でございました。

表２の３番目の、安全で快適な教育環境の整備及び一番下の自ら学び、活動するための支援が、Ｃ、進捗が遅れているに該当するものでございまして、成果指標や事務事業の進捗状況等を踏まえ、達成状況区分を判断したものでございます。

１ページお進みください。

３、川崎市総合計画第３期実施計画・令和７年度事務事業評価結果（概要）でございますが、４５ある教育委員会事務局が所管する事務事業のうち、目標を上回って達成したのは１事業、目標をほぼ達成したのは３１事業、目標を下回ったのは１３事業でございます。なお、各事業の詳細につきましては、０６－４、報告事項Ｎｏ．５参考資料のファイルに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

資料フォルダにお戻りいただき、０６－３、報告事項Ｎｏ．５資料３のファイルをお開きください。

経常的な事務事業を除いた令和７年度の主な事務事業の評価結果一覧ですが、その中で目標を上回った事業及び下回った事業について、その理由を説明してまいります。

まず、目標を下回った事業でございますが、事業の達成度を４としてお示ししております。

１ページお進みください。

１０番、子どもの体力向上推進事業につきましては、黒丸三つ目、部活動指導員の派遣人数について、学校側の配置ニーズとのマッチングに課題があり、目標に届かなかったためでございます。

３ページお進みください。

２４番、学校施設長期保全計画推進事業につきましては、黒丸二つ目、給水管の更新について、入札不調等による工事スケジュールの見直しにより、計画どおり工事が実施できなかったためでございます。

次に二つ下の、２６番、学校施設維持管理事業につきましては、黒丸二つ目、プールの止水を失念し、水を流出させた事故が発生したことにより、学校運営等に支障を来したためでございます。

１ページお進みください。

２９番、地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業につきましては、一番下の黒丸の２行目、個人情報の紛失、部費の着服、わいせつ事案等の不祥事事案が発生したためでございます。

次に二つ下の、３１番、教職員の選考・人事業務につきましては、一番下の黒丸の３行目、必要な教員定数を満たすことができず、国の標準を超える学級編成を許容することとなったためでございます。

１ページお進みください。

３４番、地域における教育活動の推進事業につきましては、一番下の黒丸、子どもの泳力向上プロジェクトの参加者数が目標数に届かなかったためでございます。

次に一つ下の、３５番、地域の寺子屋事業につきましては、黒丸一つ目、地域の寺子屋の開設数や、黒丸二つ目、運営に関わる人材の確保が目標数に届かなかったためでございます。

次に一つ下の、３６番、社会教育振興事業につきましては、黒丸一つ目、社会教育振興事業の実施数が目標に届かなかったためでございます。

次に一つ下の、３７番、図書館運営事業につきましては、黒丸一つ目、図書館のタイトル数や、黒丸二つ目、貸出冊数が目標数に達しなかったためでございます。

次に一つ下の、３８番、生涯学習施設の環境整備事業につきましては、黒丸三つ目、川崎区の市民館機能の移転に向けた労働会館の改修工事の工期を延長したためでございます。

１ページお進みください。

３９番、社会教育関係団体等への支援・連携事業につきましては、黒丸三つ目５行目括弧書き、財団補助事業参加者数が目標に届かなかったためでございます。

次に三つ下の、４２番、日本民家園管理運営事業及び４３番、青少年科学館管理運営事業につきましては、いずれも黒丸一つ目、目標の来園・来館者数を下回ったためでございます。

次に、目標を上回った事業でございますが、事業の達成度を２とした理由を説明してまいります。

二つ上の、４１番、橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業につきましては、黒丸二つ目、橘樹歴史公園復元倉庫内部特別公開等により、各種事業の参加者目標を大幅に上回る４，８３０人が参加したためでございます。

報告事項Ｎｏ．５の説明は以上でございまして、評価結果につきましては、８月２１日の文教委員会において報告を行う予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

川崎市総合計画第３期実施計画・総括評価結果及び令和７年度事務事業評価結果について御説明いただきましたが、御質問、御意見はございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

事業評価は本当に難しいんだなと思って拝見しております。

今、御説明のあった評価が４になっているものというのは、それぞれ想定した数字まで届かなかったという御説明が多かったかと思いますが、これは今年度に向けては、少し控えめな目標値に変更するということで到達してくのか、それとも、やはり令和７年度からの目標というのがあ

る程度絶対的な基準なので、それをクリアしていくということで今年度も推移しているのかというのを確認させてください。

【落合教育長】
政策室担当課長。

【山口教育政策室担当課長】
今回、これまでの指標は数字をメインに、やっぱりどうしても目標なので継続していくというのを基本にやっていて、やっぱりちょっとなかなかやっても難しいなというような数字も、実際のところはあるわけでもございます。
次年度以降につきましては、そもそもの組立て自体を変更して、指標自体をかなり絞っているということと、あとは目標値など、しっかりやったことで届き得る、やることによって達成の見込みが出て、その上でしっかり効果が出せるような目標値ということで、これまでの数値にあまり縛られず設定したというようなつくりでございます。
以上でございます。

【坂口委員】
大賛成です。ありがとうございます。

【落合教育長】
西井委員。

【西井委員】
前半のところの議案のところとか、令和７年度の各事業に対しての評価という観点では自己レビューの指標自体がついてくるという考え方でよろしいですかね。

【山口教育政策室担当課長】
そうですね。前半の部分は教育プランに基づいて御説明しましたが、紐付いている事務事業は基本変わらないので、こちらを見ていただければ、全体とかという形の確認ができます。

【西井委員】
それまでは、ちょっと、一個一個の評価について、異論を申し上げるつもりはないんですけども、先ほど坂口先生がおっしゃったことに関連して、例えばですけども、図書館の利用率の問題が、非常に目標に対して乖離があって、４評価になっているという評価があるんですけども、その中身を見ると、例えば、川崎電子図書館は、令和７年度の閲覧回数が、昨年度比では、１．９倍になっている。それから、貸出し回数も１．４倍になっている。これを図書館の利用者数からすると、圧倒的にやっぱりリアルな図書館に行かれる方の数が多いので、全体に、これが電子図書館が、これを伸ばしたからといって、図書館利用率、利用者数がそれを上回る、カバーするということじゃないんですけども、１．９倍になる取組について、具体的な施策の成功があるんですよ。それが、ちょっと何か、全体の評価の中で埋もれてしまうのはもったいないなというふう

に思いますので、その目標数字をそのまま変えるということではなくて、そこのところにフォーカスして、さらにこれから、やっぱりデジタルならではだと思うんですよね。１．９倍や１．４倍になっているので。

そういったところにフォーカスした施策に、もうちょっと、例えば予算組みをシフトしていって、学校のエントリーがこれを引き出すのであれば、学校がもっと使えるようにつなげていくとか、そういうふうに事業をちょっとアレンジしていく、アジャストしていくというか、そういうことによって、最終的には生涯学習や、それから学校での図書の利用というのが、もっと拡大するようなつながりを持つような、そういう運営をいただけるとありがたいなというふうに思いました。

以上です。

【落合教育長】

生涯学習部長。

【加島生涯学習部長】

すみません。御意見ありがとうございます。おっしゃるように、電子図書館の利用者数というのは、閲覧回数は、令和６年度で言いますと約１３万ですけど、令和７年度で言うと２５万とかに増えているんですね。ログインの回数とかも、約倍ぐらいに増えているということで、今回の総合計画に関しましては、実際に図書館に来た方ですとか、書籍を借りたということではなくて、今年度から電子図書館の電子書籍の閲覧回数だとか、そういったものを新たに変えさせていただいたので、今後は、こういったところで成果のほうを見ていきたいというふうに考えております。

【落合教育長】

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。私も、先ほど坂口委員がおっしゃった目標値の設定について、ちょっと疑問なんですが、地域の寺子屋事業なんですけども、そもそも地域の担い手不足は、もう全市的な問題になっているかと思います。様々な寺子屋についてなんですけれども。

寺子屋事業というのは、子どもたちにそれぞれ個人情報等々あるので、簡単ではないなと実感しております。この数字を見ちゃうと、すごい努力が足りないかのように見られるのかなと思うんですけども、すごい努力してくださっていることも重々承知しております。

この数字、このままいったからといって、達成するのかな、そんなに急いで達成できるのかなという心配が一つと、朝の校庭開放等も、地域における教育活動の推進事業かどこかに入ってくると思うんですけど、それも、これからの事業目標に入るという認識でよろしいですか。

【二瓶地域教育推進室長】

地域教育推進室からになります。

まず、寺子屋については、正直言うと、これ、小中学校を全校開校という目標だけが先に行ってですね。非常に、実は寺子屋って、今、お話しいただいたとおり、地域の方が、その実行委員会なり、担い手がグループを組むなり、受けられる体制ができて初めてできるものでして、我々が、どちらかというと一方的に全校開校という厳しいハードルを課していたというのが実態になります。

我々、その反省を生かした上で、今後、一定の指標というか目標を作る上では、参加者が満足された度合いであるとか、単純に、その全校目標だけ頭に置くんではなくて、そのような感じで進めていきたいと思っています。

ただ一方、裏では、例えば養成講座一つにしても、表上は数字で、例えば９期３０回とかと出るんですけども、実は、その裏では、私たちアウトリーチで地域にどんどん入っていって、進めている実態もあります。そうしたところが見えづらいというところもありますので、今後、見せ方というか、数字の出し方というのは十分注意していかないといけないなというふうに思っています。それは今後も、新しいプランでもそういうような形を取っていきます。

また、あと朝の居場所については、新しく始まったものですから、これは令和７年度までの取組結果の報告になりますので、８年度からは新しいプランの中には朝の居場所づくりについてという形で掲載をしております。今後、一定、我々、計画期間なり、また目標を定めて進める形にはなるんですが、また、今、鋭意、地域の方に、我々アプローチしながら、開設に向けて取り組んでおりまして、これについては、また改めて別の機会に進捗状況を報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【森川委員】

ありがとうございます。地域ってすごい難しいと思うんですよ。一昔前はシルバー人材センターに頼んでとかいろいろありましたけど、子どもの安心安全を守りつつの運営を考えると、簡単ではないなと思います。今、おっしゃってくださったとおり、参加者の満足度と、学校側から見ても、先生方の満足度とかも、ぜひ、その辺を、数字にするのは難しいと思うんですけども、教えていただけたら、この事業の裏付けになっていいかなと思います。

もう一つなんですけど、３９番、社会教育関係団体等への支援・連携事業なんですけども、その丸ポチの一番下に、川崎市地域女性連絡協議会に対し、補助金や交付金というのは、これも川崎市さんの男女共同参画センターとか、その辺も関わっているというものになるんですか。ちょっと私、区分が分からなくって、質問です。

【落合教育長】

生涯学習部長。

【加島生涯学習部長】

こちらにつきましては、川崎市の地域女性連絡協議会のほうに市のほうから補助金を出させていただいて、平和とか人権ですとか、そういったところの講習だとか、研修だとかというのを実際にやっていただいているというものになります。

【森川委員】

高津区にある男女共同参画センター等も、まさに、この男女共同参画とか、平和人権等をやっていると思うんですけど、そこが関わっているのでしょうか。

【加島生涯学習部長】
そことは別なんですけれども、講座の内容とか連携しながら、情報共有とかしながら、進めているものになります。

【森川委員】
なるほど。分かりました。ありがとうございます。

【落合教育長】
ほかは、いかがでしょうか。
坂口委員。

【坂口委員】
ありがとうございます。資料６－１でしょうか。総合計画の中の教育委員会事務局の施策で一定の進捗があったものではなく、進捗が遅れたのが２件ということで上がっているものです。１件は、どうも、ちょっとこれ、何か分からなかったんですけれども、やはり登下校時の事故がＣ評価が並んでいったことが、進捗が遅れたこの２－２－３、１５５ページというところに当たるのかなと思ったんですが。これ、先ほど芳川委員から御質問があったので、やはり、この進捗が遅れたというのが、背後に何があるのかなと気になりました。
もう一点、２－３－２のほうは、道路、工事、物価、人件費等の高騰に伴う工事費の高騰などで、実際に、本当に計画どおりにいかなかったというふうに、資料のほうを見て理解したので、これは問題ないというか、仕方がないなと思ったんですが。こちらの２－２－３のほうに関してのＣ評価というのが、どのような背景にあるのか、もし分かれば教えていただきたいです。

【落合教育長】
教育政策室担当課長。

【山口教育政策室担当課長】
この四つの施策については、それぞれ先ほどの１個ずつ御説明した４５ある事務事業が紐付いて、そこでさっき言った４という評価が多く付いている。そこが結構、４が多いような施策については、進捗は遅れているというような形になってまいります。こちらの安全で快適な教育環境の整備につきましては、教育のハード整備の部分ですとか、学校の教育環境整備の部分になっていまして、主に工事の完成が遅れたので、宮前平中などを加えまして、プールの水の流出事故とか、そういったものを反映したことで４になっています。

【坂口委員】
はい、分かりました。ありがとうございます。

【落合教育長】
ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
ありがとうございました。それでは、報告事項Ｎｏ．５は終了といたします。

報告事項Ｎｏ．６　教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について

【落合教育長】
次に、報告事項Ｎｏ．６　教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組についての説明を、教育政策室担当課長からお願いします。

【森教育政策室担当課長】
よろしくお願いします。それでは、報告事項Ｎｏ．６について御説明いたします。ファイルナンバー０７－１、報告事項Ｎｏ．６のファイルをお開きください。教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について、概要版を基に御説明いたします。
初めに、２ページを御覧ください。
川崎市教育委員会では、教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針を定めております。本日は、当該方針の令和７年度の取組結果について御報告いたします。
３ページを御覧ください。
令和７年度の量的目標の達成状況について御説明いたします。なお、今回は第２次方針の取組期間の最終年度ということで、基準年度及び取組期間４か年の各年度の実績値を記載しております。
令和７年度の年間平均は、原則①、原則②、特例②、特例④は基準年度及び前年度より割合が減少しましたが、表中央の特例①は、基準年度より割合が減少したものの、前年度より増加しました。また、表の右から二つ目の、重点目標として可能な限りなくしていくこととしている特例③は、基準年度及び前年度より割合が減少しました。
４ページを御覧ください。
令和７年度の各校種の時間外在校等時間の状況について御説明いたします。
４ページの図表１から７ページの図表４に、月間４５時間または８０時間を超える教職員の割合を校種別でお示ししております。グラフの見方でございますが、棒グラフが令和７年度、折れ線グラフが基準年度を表しており、それぞれ下が４５時間～８０時間以下の割合、上が８０時間を超える割合となります。また、右の表に、年間平均を示しております。
図表１の小学校でございますが、他の校種とおおむね共通する傾向としまして、４月の割合が最も高くなっており、その理由としては授業準備が最も多く、次いで学年・学級経営となっており、新年度の対応や初任や異動者がその主たる要因と考えております。
５ページを御覧ください。
図表２の中学校でございますが、右の表に記載のとおり、４５時間超えは基準年度と比べて減少しましたが、８０時間超えは僅かに増加しております。
月別に見ますと、８０時間超えの割合は、４月から６月、９月及び１０月の割合が高くなっており、その主な理由は、部活動・クラブ活動、成績処理、学年・学級経営、授業準備等となって

おります。
６ページを御覧ください。
図表３の特別支援学校でございますが、右の表に記載のとおり、４５時間超えと、８０時間超え共に、基準年度と比べ、減少しております。
月別では、４月から６月の８０時間超えの割合が高くなっており、主な理由としては学年・学級経営、授業準備、学校経営、学校行事等となっております。
７ページを御覧ください。
図表４の高等学校でございますが、右の表に記載のとおり、４５時間超え、８０時間超え共に基準年度より割合が増加しております。月別では、４月から６月及び９月の８０時間超えの割合が高くなっており、高等学校につきましては、年間を通じて、８０時間超えの理由は、部活動、クラブ活動が最も多くなっております。
８ページを御覧ください。
令和７年度の質的目標の達成状況について御説明いたします。
まず、総合健康リスクについては、目標は令和７年度までに８０とするところ、令和７年度実績は８５．６となっております。減少傾向であり、全国平均と比較しても低い状況にありますが、目標達成には至りませんでした。次期方針においても、健康リスクを目標値として定めておりますので、引き続き良好な職場環境づくりを図っていく必要がございます。
次に、年次休暇の平均取得日数は、令和７年度実績は平均１６．３日となっており、目標では１６日以上としておりますので目標を達成しております。
９ページを御覧ください。
方針に基づく取組結果について御説明いたします。２次方針におきましては、これら三つの取組の視点に、全ての取組を位置付け、推進してきたところでございます。
１０ページを御覧ください。
初めに、視点１、学校における業務改善・支援体制の整備の取組でございます。
３、就学援助システムの効果的な運用につきましては、学校現場の負担軽減を図ることを目的としたシステム運用を継続するとともに、オンライン申請の導入等の申請方法の見直し、前年度末に認定世帯だった場合の申請を不要とする継続申請の導入等を実施いたしました。
１３ページを御覧ください。
１２、学校施設の効率的な管理運営につきましては、学校施設包括管理業務委託のモデル事業として麻生区モデルを実施し、そのモニタリング及び効果検証の結果等を踏まえて、令和９年度以降の全市展開に向けた実施方針を策定いたしました。
１３、学校施設有効活用事業の見直しにつきましては、学校施設開放について、令和７年度中に全校で予約システム等による運用を開始し、利用者相互による運営体制を構築いたしました。
１４ページを御覧ください。
視点２、チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保の取組でございます。
１、教育課題に対応した教職員配置の工夫につきましては、小学校全学年における３５人学級化を実施いたしました。また、専門性の高い教科指導による教育の質の向上を図るとともに、学級担任の持ちコマ数削減による負担軽減等を図るため、教科担任制推進担当教員をはじめとした専科指導教員の配置を拡充いたしました。
１５ページを御覧ください。

６、法律相談弁護士の配置につきましては、学校が弁護士への法律相談を活用しやすくすることにより、学校の対応力を支えるため、学校から弁護士への直接相談の取組や、学校が区・教育担当や弁護士と連携しながら対応できるよう、川崎区・教育担当への弁護士配置を試行実施いたしました。

１６ページを御覧ください。

視点３、働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進の取組でございます。

１、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革につきましては、業務改善等を総合的に進める小中学校２３校の実践校に対するワークショップ等による個別支援、高等学校及び特別支援学校での意見交換会、教員の意識改革につながる階層別希望者研修等を実施いたしました。

４、部活動指導業務の見直しに向けた取組につきましては、川崎市立学校の部活動に係る方針の遵守に向け、引き続き、休日の部活動の地域移行に向けた取組の検討を進めるとともに、部活動指導業務の見直しや、かわさき部活動ガイドラインの策定をいたしました。

１７ページを御覧ください。

６、多様な働き方の推進につきましては、教育職員等の時差勤務を希望する全ての学校での試行を継続して行い、今年度から、教育職員等の時差勤務制度を導入いたしました。

なお、ファイルナンバー０７－２、報告事項Ｎｏ．６資料は、御説明したものの本編となっておりますので、併せて御確認いただければと存じます。

続きまして、ファイルナンバー０７－３、報告事項Ｎｏ．６参考資料のファイルをお開きください。令和７年度学校業務改善等の取組について御説明いたします。

４ページを御覧ください。

本取組の目的でございますが、２段落目に記載のとおり、教育委員会事務局が伴走支援を行いながら､学校現場における実践的な取組を推進するために､外部専門家による支援を受けながら、意識醸成や業務改善、授業改善を総合的に推進する業務改善等実践校の取組等を進めるなど、教員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるような具体的取組を市内展開するものでございます。

７ページを御覧ください。

令和７年度の取組概要でございますが、主な取組といたしましては、１、業務改善等実践校への支援、２、教員ステージ別研修、３、高等学校及び特別支援学校の業務改善ワークショップを実施いたしました。

１、業務改善等実践校への支援の実施内容でございますが、市立小中学校２３校に対する業務改善・授業改善の両面での校内研修、適宜オンライン等でのフォローアップ、年間３回程度の学校個別ワークショップの実施、実践校同士をつなぐオンライン交流会、実践校報告会の開催等を行っております。

なお、業務改善等の実践校は、８ページの業務改善等実践校一覧のとおりでございます。

１３ページから１９ページを御覧ください。

各実践校の取組まとめでございます。

１３ページから１７ページまでが小学校の、１８ページ、１９ページが中学校のまとめとなっております。

１３ページにお戻りいただきまして、資料上段に記載のとおり、２３校の実践校において、業務改善・授業改善の両方の分野において、複数の取組が実施されました。件数としては、合計２

６０件以上、学校平均では約１１件以上の取組が実施されました。
なお、各学校の取組の詳細につきましては、後ほど御確認ください。
２０ページ、２１ページを御覧ください。
２０ページが小学校の、２１ページが中学校の実践校の取組の傾向と特徴でございまして、業務改善につきましては、小中学校共にモジュールの活用や最終下校時間等の時程の見直しや会議の精選・実施方法の見直し等の業務効率化が最も多くなっております。
また、児童生徒主体の学びへの転換等の授業改善につきましては、小学校では１８校中１５校、中学校では全５校で取り組んでおり、業務改善と授業改善を両輪で進めている傾向にあります。
今後も引き続き、教育委員会事務局が伴走支援を行いながら、学校における業務改善、授業改善の取組を進めてまいります。
報告事項Ｎｏ．６の説明については、以上でございます。

【落合教育長】
御説明ありがとうございました。教職員の働き方・仕事の進め方の方針に関する令和７年度の取組について御説明いただきましたが、御質問はございますでしょうか。
西井委員、お願いします。

【西井委員】
御説明ありがとうございました。令和７年度までの取組というのは、令和３年度以前からずっと取り組まれているものがあって、そこも含めて進捗を今回分かりやすく評価していただいたので、全体が俯瞰できて、非常に参考になりました。ありがとうございました。
ちょっと、その上で、今ではないですけど、次回のところで、やはり令和８年度以降のところで必要だなと思いますのが、最初は、この資料を見ましたら、それぞれ４５時間、８０時間などの目標があって、それで個別のところの状態というのは年度ごとに分かるんですけども、結局は、先生方って、一体、平均で年間何時間働いているんだという全体が見えないなというふうに思いました。
それで、施策を網羅的に実施されているので、その結果として先生方の働き方が、どういうふうに改善されていったのかというところが、一つは、労働時間で比較すると、年度ごとに分かりやすくなるかと思う。続けて言うと、特にこの資料３のところで、令和７年度の取組で、実践校２３校のうちで出ていましたけど、その中で明らかになっているのは、いわゆる校長先生はじめ、リーダーシップの問題、それから、実際にその改善に取り組んでいく教務主任の皆さんが、兼任されるリーダーのテーマ。そして、実際にこれに取り組んでもらう一般の先生、教職員の方々の、いわゆるこの理解を浸透させていくという、このところを分けていくというふうに。
じゃあ、それぞれの層のところで、どういう減り方を、あるいは、どういう変化が起きているのかというのは、対比的に見られると１個１個の評価がもう少し、完全にクリアでなくても、我々が理解しやすくなるし、皆さんの励みにもなるし、取り組んでいらっしゃる実践校ごとに、多分、差が出てくると思うんですけど、それは別に構わないと思うんです。効果があるなしというのは、比較で言うと、先ほど年に２回やっていただいた情報共有のオンラインでやられた場みたいなところで、もっと参考にしていこうとか、そういう話になってくるのかというふうに思います。
いずれにしても、非常に良い取組をされていて、特に資料３につけていただいた２３校の実践

事例というのは、本当に工夫されているし、ただ、その２３校は、やっぱりやってみたというところから、いわゆるデジタル化を進めていって、非常に、そういうところに新しいものを取り入れながら、改善というのを積極的に進めている。さらに前に行こうという学校も見えたので、これは本当に川崎の良いベストプラクティスになるだろうなという、そういう手応えを感じています。

特に、ちょっと今回のまとめ方が令和７年度のレビューが中心になっていると思われますので、特に、すでにこれ、令和８年度については、さらに、ここから進めて、令和８年度版の実証校というのも、多分かなり増えていますよね。２３校プラス２２校になっていて、４５校になっていると思うんですけども、そういう広がりが出てくると効果が、本当にうれしく思った次第です。

最後に１点だけ。なぜ、そういうふうに言ったかというと、もう一つこれ、ぜひ、施策の上での分かりやすさという部分で言うと、あんまりこれを言い続けると、また拒否反応が出ちゃうかもしれないので、あれですけれども、中学校の取組のところで最大のテーマが、課題が、部活動のテーマであるにもかかわらず、取組の内容のところに、実践校５校とありましたけども、部活のテーマ、どうするかというのが令和７年度は書いていないですよね。本丸に踏み込んでいないということが、ちょっと気になりました。令和７年度については課題を残したというふうに思います。

その中で、これは教育委員会の事務方のほうのサポート、市の予算ということで、部活の指導員をかなり増やしたんですよね。具体的に、令和６年から令和７年で２３人ぐらい増やしたんですかね。

例えば、具体的にこういうふうに、それで、全部の部活、それぞれの学校の部活が、この指導員の増強によって、週末の先生方のアテンドが消えてなくなったわけじゃないと思いますけれども、ただ、実際に人員を補強したものについて言うと、ぐっとそこは、今、８０時間の超過残業が、超過勤務が減るはずなんですよ、週末の。で、こういったところは、ぜひ、見える化してほしいなと思います。いろんな細かいことを積み上げて改善しなきゃいけないものと、完全にそこはリプレースできたところについては、具体的な効果が違うと思うので。そこはぜひ、もったいないなと。

むしろ、もしそれをやっている、もしこの２３人増やして、令和８年度は１０４人とかになりますか。９３人からまたさらに増えるんですかね。これ、増やしたのに、そこの学校で、いわゆる部活対応の時間が減っていないというのが見えてくると、何らかの根本的な問題になるんです。そういうところが基本と、お互いの責任として、やっぱり、ちゃんとやってくれる、減らしてくれるというところを言わなきゃいけないですよね。そういう関係づくりをしてほしいと思いますよ。

ぜひ、支援をするというときに、大きな人材強化の支援をしたら、学校が、当然そこは改善で答えが出てくる。そういう責任がある関係づくりにしておいてほしいなと思います。

いろいろと言ってすみません。評価していますので、よろしくお願いします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】
ありがとうございます。０７－１の５ページを見ているのですが、中学校の８０時間超えの割合というのが基準より上回っているというのが、御報告でありました。９月の対策というのは、今年度、何か取り組んでいますかというか、取り組むという課題感を皆さん、お持ちでしょうか。

【森教育政策室担当課長】
そうですね。部活に限らず中学校自体、なかなか、部活動というと具体的なものでありますが構造的な課題がありまして、なかなか削減・縮減に結びつかないというところがございます。ただ、同じ業務改善をやっている以上、何らかの縮減できる要素があるはずだと考えていますので、実際に中学校自体が、どういうふうにだったら減らしていけるのかという、課題としては、すごく大きく捉えておりまして、学校によって、やはり部活の実施の仕方でありますとか、それこそ掃除の回数ですとか、最後の生徒の帰る時間というのも、結構差があったりするということですので、ちょっと状況確認ができましたので、ちょっとその辺りを踏まえながらですね、取組のほうを検討していきたいというふうに考えています。
基本的には、学校の先生方の、今、進めている業務改善実践校の取組を、まずはしっかり進めて、スピード感を持って進めていくということと、それによって、いわゆる先生の空き時間をつくるという取組を進めていくというところと、また空き時間ができたらですね、先生方の意識をしっかりと変えてもらって、それを効率的にしっかり使ってもらうというところと、まず部活を含めてそこの部分の整理をしていくかという、その辺りしっかり精査して取組を検討してまいりたいというふうに考えております。

【落合教育長】
ありがとうございます。
ほかはいかがでしょうか。

【西井委員】
関連して。

【落合教育長】
西井委員、どうぞ。

【西井委員】
本件の報告とは、直接的に関係ないんですけども、令和８年度のワークショップに、数校だけ参加をさせていただきまして、教育委員会の事務局で手配された、いわゆるスーパーバイズされている二人の先生がいらっしゃいますよね。各校の支援に回っていらっしゃる。アウトソーシングだけじゃなくて、教員の中にもそういう人材、教育委員会として確保されて、その方々が回っていると。非常にすばらしい取組で、学校に近い目線で、非常に有効な支援をされているなというふうに思いましたので、感謝を申し上げたいと思います。
それから、実は、７月に１回、新百合ヶ丘の金程中学校にお邪魔をしまして、それでワークショップに参加してきたのですけれど、これは実例で、この取組、以前のことかもしれませんけれ

ども、終了後に校長先生と３０分ぐらい意見交換をしている中で、金程中学校は、たしか先生は３年目ですかね。それで、先生が着任される前までは、不登校が４０人。３００人ぐらいのコンパクトな学校だと思うので、４０人って、すごく多かったと思います。それが今、３年たってゼロになったということで、すごい取組じゃないですかというふうに思ったのと、結果があるのか分かりませんけども、何校かワークショップに参加させていただく中で、先生方のワークショップの中での入り方というか、ディスカッションの中身も、すごく皆さん、落ち着いていて、良い議論をすごく、すっと入っていけるような、ばたついていないんです。非常に、先生方のリアクションが安定しているなと非常に感じられましたので、何か、我々が見えていないところでも、実際に既に取り組んでいらっしゃる中で、非常に良い取組で、参考になることがあるんじゃないのかなと。

確かに分類として見ると、こういう分類かも分かりません。前提となっている不登校の生徒さんが、しかも中学校ですよ。４０人いたのが３年でゼロになってといって、ちょっと奇跡じゃないですか。それによってもたらしていく、先生方の余白の時間というか、はかりしれないですよね。こういうところを何か、ぜひ、すばらしいスーパーバイザーもいらっしゃるので、事務局としては掘り下げていただいて、参考になることは、今後の中に取り入れていただけると、より中身がよくなるかなというふうに思いましたので、ぜひお願いします。

【森教育政策室担当課長】

西井委員からいただいた意見ですけれども、指導主事２名、今回配置をして、実際に、それぞれ小学校と中学校で教務主任として業務改善に携わった先生に来ていただいて､その辺はですね、小学校と中学校では違いがすごく大きいというのは、我々も先生の声を聞いて、感覚的にはそうだろうと頭では理解をしていたんですけれども、実際には、想像以上に大きいということが、分かりました。で、先生方すごく前向きに取り組んでいただいておりまして、そうした各学校の取組も、横のつながり、情報共有をしていくということで、自ら作っていただいて、情報を蓄積する。それから、各学校の取組でありますとか、今の西井先生とか、ワークショップに参加していただきましたが、あの中で出ていた意見でも、実際に業務改善につながる意見、良い意見もかなりあるので、今、近くでそういうのを、各学校の意見としてほかで利用できるようにフィードバックしたいという取組を充実させていきたいというふうに思います。

【落合教育長】

よろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ちょっとずれてしまうかもしれないんですけど、２名の指導主事の先生方、経験豊富な二人にぜひお願いしたいのは、私、いじめ重大事案等々、何件か出ていると思いますので、どれに対しても思うのは、どうしても時間軸が遅過ぎる、対応が遅い、遅いからこそこじれてしまう保護者との関係とかをどうしても感じずにはいられません。それは教員が受け取る生徒側の発信と、分かりにくい発信を、個々の教員側のアンテナの違いが影響しているとは思うんですね。

それを補うのに、私はチーム担任制やローテーション制は非常に有益だと思っております。なので、これからまだ少ないんですけども、これから絶対増えてくると思うので、ローテーション制、チーム担任制。この先生が気づいてくれないけど、この先生なら見える。逆に、先生方から、いや、あの子ちょっと違うよねという発信が、絶対に、その方の資質によって、絶対にあると思うんですよ。見逃してしまっているものを見つけてあげられる。じゃあ、それによって重大事案に移行する前に、何とかしてあげると必ずあると思うので、ぜひ、指導主事の２名の方が参加する上で、チーム担任制のメリットみたいなところで、その辺の視点を持っていただけて報告していただけたら、ちょっと、その辺を知りたいというか、これから先の重大事案になって、教育委員会に、ここまで上がってくる前に、子どもも苦しまず、先生方も苦しまず手を打ちたいと思いますので、その辺の調査をしていただけたらいいかなと思います。よろしくお願いします。

【森教育政策室担当課長】

ありがとうございます。チーム担任制につきましては、我々も今年度の教育テーマの大きなものとして捉えております。それ以前にメリットも大きいということがありますが、なかなか各学校の状況に入れるのが難しいというのもありまして、今、先日、今年度初めて、全教務主任の先生に集まっていただいて、各自の学校の状況、いろんな内容をアンケートをさせていただきましたので、その中にもチーム担任制などのローテーションをやらなきゃいけないというような報告もさせていただき、基本的に、情報は今、両指導主事の先生が取って、集計をしているというような状況にあります。また併せて、先進自治体である神戸市とかに視察にちょっと行かせていただいて、メリットはあるんですが、難しさというのも当然あります。

教育委員会として、どう位置付けて、チーム担任制、チーム制というものを展開していくかというのを、非常に今、検討していく必要もあるというところでございますので、また検討を進めていく中で、委員会の方にも情報提供、御報告させていただきたいと思います。

【落合教育長】

よろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。それでは、報告事項Ｎｏ．６は終了といたします。ありがとうございました。

会議が始まって２時間ほどたちますので、１０分程度休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。切りよく１６時１０分、再開いたします。

（１６時００分　休憩）

（１６時１０分　再開）

報告事項Ｎｏ．７　市立高等学校改革に関する検討状況について

【落合教育長】

では、１６時１０分になりましたので、教育委員会会議、再開いたします。

では、次に報告事項Ｎｏ．７になります。市立高等学校改革に関する検討状況についての説明を、学校教育部プロジェクト推進担当課長からお願いいたします。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】

よろしくお願いします。それでは、市立高等学校改革に関する検討状況について、御説明いたしますので、ファイルナンバー０８のファイルをお開きいただき、２ページ目を御覧ください。

初めに、今回の趣旨でございます。１ポツ目にありますとおり、高等学校改革に関する新たな計画の今年度末策定に向けて、本市が市立高等学校を設置する意義を改めて問い直し、今後あるべき姿から検討を行うことといたしました。

５月に行った前回報告では、２ポツ目にあるとおり、既存５校の現状として、専門学科や定時制課程で定員割れが頻発していること、専門学科では当初の設置目的と進路状況とのミスマッチが発生していること、３ポツ目にあるとおり、取り巻く環境の変化として、市内中学校卒業者が２０４０年までに２割減少することや、授業料無償化により公立志願者の減少が加速していることなどを踏まえ、４ポツ目にあるとおり、今後重視すべき方向性を四つに整理いたしました。一番下に記載のとおり、今回は、今後重視すべき方向性を踏まえ、既存５校の活用方針も含めて、将来的な学校像について、御報告させていただきます。

次のページを御覧ください。

検討ステップでございますが、本日の内容はＳＴＥＰの３に当たる内容ですが、ＳＴＥＰの４に当たる、将来的な学校像の具体化に向けた取組方針を整理した上で、仮称、新たな市立高等学校改革基本計画の素案を、１１月にお示しさせていただく予定でございます。

２枚おめくりいただき、５ページ目を御覧ください。

新たなスクール・ミッションでございます。今後重視すべき方向性のうち、市立高等学校として具体化する、上三つの方向性について、改めてスクール・ミッションとしてまとめた上で、具体化する学校の在り方を四つに分けて整理しております。

一つ目が国際教育プログラムに関する学校、二つ目が探究的な学びの最大化に関する学校、三つ目が学際的な学びに関する学校、四つ目が学びを柔軟に選べる学校でございます。

それぞれにつきまして、学校像ごとに整理したものを御説明いたしますので、次のページを御覧ください。

国際教育プログラムに関する学校ですが、高津高等学校を活用した上で、一番下の将来的な学校像に記載のとおり、1学年7学級の全日制普通科の中高一貫教育校とし、現校舎の改築を行い、新設校舎の完成と同時に1期生を受け入れられるようにしたいと考えております。

また、直営や公設民営化を比較検討した上で、最適な運営手法を検討してまいります。なお、定員割れが続いている定時制課程については、セーフティネットとしての機能向上を図った上で、幸高等学校に設置したいと考えております。

次のページを御覧ください。

探究的な学びの最大化に関する学校ですが、川崎高等学校・附属中学校を活用した上で、将来的な学校像に記載のとおり、普通科のみの中高一貫教育校として、中等教育学校化も含めて検討し、６年間で弾力的かつ一貫した教育課程を編成できる体制を構築したいと考えております。

また、今年度試行実施している市内企業等と通年で連携し、探究の過程から外部視点を入れる取組などを通じて、探究的な学びの深化・高度化に取り組みたいと考えております。なお、定員

割れの状況や進路状況等から設置当初の役割を終えていることなどを踏まえ、専門学科である生活科学科と福祉科は募集停止とし、幸高等学校における社会的な自立につながる学びとして、機能継承したいと考えております。

次のページを御覧ください。

学際的な学びに関する学校ですが、橘高等学校を活用した上で、将来的な学校像に記載のとおり、全日制課程では、新たな普通科、スポーツ科、国際科を設置し、新たな普通科については、専門学科と連携を図りながら、分野横断的な学びに触れられる学科とし、より多様な生徒に選ばれる仕組みづくりに取り組みたいと考えております。また、スポーツ科については、コーチング理論やデータ分析など、スポーツに関わる専門科目の選択肢を広げ、スポーツ分野の幅広い領域で地域を支える人材を育成したいと考えております。

次のページを御覧ください。

学びを柔軟に選べる学校ですが、幸高等学校を活用した上で、将来的な学校像に記載のとおり、現在の市立高等学校は学年制を採用しておりますが、この学校については、単位制普通科の高等学校とし、午前部、午後部、夜間部の３部で構成する定時制課程に加え、通信制課程を設置したいと考えております。定時制課程では時間帯を選べる仕組みや、課程替えや併修ができる仕組みの導入などと合わせ、生徒の社会的自立につながる学校づくりに取り組みたいと考えております。さらに、通信制課程では、丁寧にスクーリングを行うため、川崎高等学校にサテライト校を設置したいと考えております。

次のページを御覧ください。

川崎総合科学高等学校については、資料中段の三つのポツで記載しているとおり、地元産業を支える技術者の養成という、当時の社会的要請に応えて設置したものですが、定員割れが発生しており、また進路状況を踏まえると、設置当初の役割は既に薄れていること、市内を含む近隣に県立の工業高校が複数立地していることから、資料下段に記載のとおり、募集を停止することとし、当該敷地・校舎については、別途議論を進めている高等専門学校で活用する方向で、取り組んでまいりたいと考えております。

次の１１ページ目には、これまで御説明した内容をまとめたものを掲載しておりますが、学科としては募集停止となる専門学科につきましても、幸高等学校において、生徒の社会的な自立につながるよう、それぞれの基礎的な部分をキャリア教育として実施することで、その機能を継承したいと考えております。

次のページ、１２ページ目を御覧ください。今後の取組行程案でございます。川崎総合科学高等学校を募集停止し、校舎を高専として活用することと並行して、橘高等学校での新たな普通科の設置及びスポーツ科の充実に取り組むとともに、不登校経験のある生徒などの増加に対応した、幸高等学校での学びを柔軟に選べる学校づくりにも取り組みたいと考えております。その他２校についても検討を進め、令和１３年頃に中間報告を行った上で、実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、次のページには、参考資料として、神奈川県での定員目標設定スキームなど、その次のページには市内の県立・私立の高等学校を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【落合教育長】
御説明ありがとうございました。市立高等学校改革に関する検討状況についてですが、今後、重視すべき方向性を踏まえた、将来的な学校像について御説明いただきましたが、何か質問、御意見はございますでしょうか。
西井委員。

【西井委員】
アップデートをありがとうございました。５月に、私、伺ったときからブラッシュアップをされて、非常に明快になったなと思います。それ、前回のときは、ちょっと意見交換だったんで、一遍にこれだけ川崎の市立の高等学校を変革しちゃって、やっぱり皆さんを含めた、あるいは学校の教職員の皆さんの対応力というのが、キャッチアップできますかという、そこは、ぜひお考えくださいということを、まず申し上げておきます。
で、こういうことについて、私もいろいろ考えたんですけど、これほど大きな変革ということなので、やはり、今の教職員の皆さんだけではカバーし切れない能力開発みたいなもの、あるいは人材そのもの、そういったことについて、やっぱり広く、もう少し募集先を広げていく必要があるんじゃないかと思いますので、質問は、こういう構想を、例えば、先ほど１１月ぐらいまでにまとめてというお話がありましたけれども、どういうふうに川崎市として打ち出していき、そういう、いわゆるエコシステム的な協力関係を、どういうふうに構築していくかというところについて、ぜひ、お考えがあれば聞きたいし、もし、まだないのであれば、そういうことも併せて打ち出していただきたい。向こうから参画したり、先ほどの公営、民が参画するとか、少しあの中にもありましたけども、必ずしもそのスキームというのは、その学校だけとは限らないですよね。この学校の運営を変えていくときに、全てそれができる可能性があるんですね。例えば幸だってあるかもしれないというふうに思います。ぜひ、この打ち出し方等まで深掘りをしていただくと、非常に良いと思いました。
以上です。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】
ありがとうございます。大きく二つに、今、いただいた質問、御意見に関してお答えすると、まず、この大きな改革の流れの中で、先生方が、現場でどうキャッチアップさせていくかという論点については、まず、幸高校と橘高校という、一応１２ページにあるとおり先行している形になってきますけども、来年度からこうします、再来年度からこうしますというふうな形にはせずに、令和１２年度、１３年度という辺りに置かせていただいています。で、その間に、教育委員会事務局が学校と話し合って、きちんとカリキュラム作りというところを取り組んでいくというのが重要ではないかというふうに考えていまして、その過程の中で、我々と学校の意識を合わせていく。この作業が、今後、数年間のポイントになるかというふうに考えています。
もう一つ、川崎市だけじゃない、ほかのプレイヤーを巻き込んだ形という意味で言いますと、ちょっと、資料上は説明を省略したんですけれども、８ページに戻っていただいて、橘高校で取り組もうとしているものを、新たな普通科という枠組みについてなんですけれども、こちらについては、どういう領域に進むかにもよるんですけれども、文科省の設置要件といいますか、推奨項目の中に、地域を巻き込んだ、例えばコンソーシアムのようなものを形成しながらやっていく

のが有効であるというようなことが示されていたりします。
そういう点からすると、現在、川崎高校と附属中で企業の皆さんからもアドバイスをもらいながら、活動を進める取組をしていますけれども、それと似たようなことをコンソーシアムという形なのか、まさにプラットフォームと呼ぶのかは別として、そういったものを基盤として橘高校に移植していくということは考えられるのではないかというふうに思っていますので、そういった準備も含めて、今後数年間の取組になっていくのかなというふうに考えております。

【西井委員】
分かりました。ありがとうございます。今おっしゃったことを、絵にしていただいて、コンソーシアムでも、今の川崎高校の延長でもよろしいかと思うんですけど、やっぱり川崎市が持っている優位性というのは、そういった民間企業の研究所や、それからテクノロジーセンター、ここに実際にあるというのですよ。それを最大活用していただくというのは、子どもたちのためになるんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【落合教育長】
ありがとうございます。
ほかはいかがでしょうか。
森川委員。

【森川委員】
ありがとうございます。幸高校定時制課程と通信制課程を設置して、午前部、午後部、夜間部等々も検討すると考えていると先ほどおっしゃっていて、私、今、何年生からこの恩恵を受けることができるのか指折り数えて楽しみにしているんですが､そういったことを全国で見たときに、今、不登校とか増えている中で、全国でそういった学校を設置している政令指定都市とかはあるんでしょうか。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】
一応、フレキシブルスクールというような名称で、我々が参考にしている９枚目の図が、ちょっと、すごい文字が小さいんですけど、愛知県教育委員会と言うんですけども、愛知県では、こういった仕組みのフレキシブルスクールというものを､先行的に設置している事例はございます。

【森川委員】
ありがとうございます。小中高の中で、全ての子どもたちに、それこそ学ぶ場所を得られるというのはすごく誇らしいなと思います。ぜひ、実現に向けて、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】
坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】
ありがとうございます。二つあるんですが、１点、２０４０年には中学校の生徒数が２０％減

だというのが、今回の改革の理由の大きな一つに挙げられています。今回の定員数というのも、それに合わせて全て減少しているというふうに理解していいでしょうか。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】

定員については、おっしゃるとおり、今の規模からすると減少することになろうかというふうに考えています。ただ、まだ検討中の部分も多いので、確定的にこれだというふうには言いませんが、今、お示ししている数字を拾っていくという前提でいきますと、いわゆる全日制部分とか、新しい幸高校の午前部とかという部分について言えば、３割程度減少するかという形になり、定時制の部分という形で言えば、４割程度減少するというような形になろうかと思います。

ただ、全日制の部分についても、市内の中学生が２割減るというほかに、高校授業料の無償化に伴って、一定程度の流出が進むであろうということも踏まえますと、その程度の規模ではないかというふうに考えています。

定時制の部分につきましても、現状の定員の充足率が５割を切っているというところを踏まえた上で、今回の取組を通じて、希望してくれる生徒は、一定程度増えるのではないかというふうには考えています。その増加分も含めると、一定程度、十分な規模になるのではないかなというふうには考えております。

【坂口委員】

ありがとうございます。恐らく教員の採用数とか、採用できる人の数が減っていく中で、今いるという中で対応するという難しさを抱えていらっしゃるんじゃないかなと思って、質問しました。すみません。

２点目なんですが、恐らく、これがばっと公表された場合、一番あり得る批判は、職業教育を諦めるんですねというような声かなという気がいたします。で、これ、御説明の中で、確かに県立の工業高校というか、専門の高等学校が近隣にあるからということで説明がありましたし、現在の、恐らく進学の動向からすると、最適な解だとは思うんですけれども。同時に、やっぱり生成ＡＩがこれだけ蔓延する中で、手に職をというような流れがないわけではないかもしれない中、この批判を川崎市としては、例えば、高専があるからだとか、何かきちんと説明し、で、実際に子どもたちの将来のキャリアを築く上で、選択肢が決して減っているわけではないということを、やっぱりずっと説明する必要があると思うんですが、その辺り、どんな議論があったのか教えてください。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】

ありがとうございます。職業に関する専門学科というのは、入試の入り口の面で捉えますと、とにかく定員割れしているという現状からして、子どもたち側からの、あるいは保護者側からのニーズという意味では、相当厳しい状態にあるというのは、恐らく全国どこでも共通認識が図られるところではないかというふうには思います。

一方で、御指摘のとおり、高等学校の役割としての職業につながるような学びをどう提供していくかというところは、内部でもさんざん議論した末に、ちょっと、ちらっと申し上げたところですけれども、例えば、川崎高校の生活科学科や福祉科、現幸高校のビジネス教養科ですとか、そういったところを新しい幸高校に機能継承していくというような中で、この新しい幸高校で、

入り口は普通科という形で入るんですが、定時制課程、通常４年間ですけれども、４年間学んでいく中の選択科目として、例えば、その先に専門学校なり、大学なり、あるいは就職なりにつながっていくときの、キャリア教育の一つとして福祉が学べます。あるいは、生活に関する調理のようなことが選択できます。簿記のような形で、ビジネス的な要素についても学べます。キャリア教育の中で、コース制とまではいかないですけれども、そういったことを選択することで、その先の自立に向けた将来につなげていくと、そういうような形を取ることで、職業的な専門学科という形ではないですけれども､その先を意識したものとして幸高校を作っていくということで、何とか担保できないかというふうに考えているというところです。

【坂口委員】
ありがとうございます。

【落合教育長】
ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、西井委員どうぞ。

【西井委員】
ありがとうございます。幸の話ですけどね。職業訓練校のような位置付けの、今の学校の目指されていくところに帰っていく中で、やっぱりインターンシップ、現場の職業を学ぶというところについて、インターンシップに単位を与えるという考え方があると思うんですね。そういうことの中で、子どもたち、選択の幅を持っているので、自分の適性を見つけてもらうというのも大事なやり方なんじゃないかなと思います。

【落合教育長】
坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】
私も、インターンシップ大賛成なんですが、二つあって、一つは、川崎には有名な企業もありますけれども、様々な中小企業があります。で、そことのマッチングというか、インターンシップを通しての出会いというのをつくっていくというのは、川崎のまちにとっても非常に重要だと思います。
ただ、それに関連して２点目ですけれども、このコーディネートを誰がするのか。教員任せでそんなことができるのかなというのも心配ですし、やっぱり、そこも強力な幸高校、新しい高校向けの授業コーディネーターのような方が、インターンシップコーディネーターチームのような方々が、どうしても必要になるだろうなというふうには思っています。
インターンシップというのは簡単なんですけど、実際、授業の中で単位まで出すとなると、私たちの大学で実習をたくさんやっていますけれども、実習のコーディネーターというのを特別に助手として雇用しています。そういったことを、同じようなことが必要になるだろうなというふうに思います。

【落合教育長】
ありがとうございます。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】
ありがとうございます。今、お二人から御指摘いただいた点は、非常に重要な、あるいはキーになるところかなというふうに思っていまして、文科省とか、いろんなものを、過去のものを掘り返してみても、やはり地域と連携する、あるいは先ほどもお話ししましたけど、そういったところで地域、ないし学校外とコーディネートしていくような役割が必要であるというのは言及されているところで、我々も認識しています。それを一定程度、学校の内容というか教育内容が分かっていないと、学校内での調整も難しいので、通常どおりの授業のこまを持ちながら対応するという形だと、現実的には難しいところがあるのではないか、そういうふうには考えられます。
それもあって、現在、川崎高校の取組や探究の部分については、我々のほうで、今、コーディネーター役になっている状況ではございますが、どういう形がいいのか、学校も学校として自立的に動いていくということが必要になった場合に、どういう職員配置がいいのかというのも、併せて考える必要があるというふうに考えておりますので、今、いただいたものを踏まえて、先に進めたいと思います。

【落合教育長】
ありがとうございました。
ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。
ありがとうございました。それでは、報告事項Ｎｏ．７は終了といたします。

報告事項Ｎｏ．８　高等専門学校に関する検討状況について

【落合教育長】
次に、報告事項Ｎｏ．８　高等専門学校に関する検討状況についての説明を、学校教育部プロジェクト推進担当課長からお願いします。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】
それでは、高等専門学校に関する検討状況について、御説明いたしますので、ファイルナンバー０９のファイルをお開きいただき、２ページ目を御覧ください。
初めに、高等専門学校の現状について、でございますが、資料左上に記載のとおり、高等専門学校とは中学校卒業後の１５歳の学生を受け入れ、実験実習を中心とした、５年一貫の実践的技術者教育を行う高等教育機関でございます。２ポツ目にあるとおり、国立を中心に全国に５８校設置されておりますが、神奈川県には設置されておりません。また、３ポツ目にあるとおり、１５歳人口の約１％が進学し、４ポツ目に記載のとおり、卒業後は６割が就職し、４割が進学しております。なお、５ポツ目に記載のとおり、高校とは異なり、学習指導要領がないため、各高専で独自の教育課程を編成できることが特徴の一つとなっております。
また、国でも高専新設を推進していることなどを踏まえ、資料右上に記載のとおり、滋賀県や

愛知県、福岡市などで高専新設に向けた取組が活発化しているところでございます。

次のページを御覧ください。

設置方式について、でございます。

設置方式には、国立方式から、公立大学法人方式など、大きく五つの手法がございまして、現行制度の下で川崎市が取り得る手法は、川崎市立看護大学とともに公立大学法人を新たに設立する公立大学法人方式、直営方式、民設民営方式のいずれかとなりまして、これらも踏まえ、設置方式の検討を行ってまいりました。

次のページを御覧ください。

本市が高専設立を目指す背景について、でございます。

鉄鋼、石油化学、発電、物流等の産業が集積する地域として我が国の成長を支える産業基盤を担ってきた本市は、環境問題を市民、企業、行政が一体となって克服し、高度な環境技術が集積する都市へ成長してまいりました。また、研究開発機関等が続々と集積し、イノベーションを生み出す都市へさらに成長、今では、市内には５５０以上の研究開発機関が集積しており、市内全体でイノベーションを創出する基盤の整備を加速化させているところでございます。一方で、研究開発・産業創造の拠点として持続的に発展していくためには、この場に集まってくる人たちと一緒に、将来を担う人材を育てる仕組みが必要であると考えております。

次のページを御覧ください。

新たな高専の概要について、でございます。

本市では、最先端を体感できるフィールドとしてのポテンシャルがあることから、企業や大学と連携し、それぞれの強みを生かしながら、最先端に触れる機会、“手”を動かしながら基盤技術を学ぶ基礎的な学び、社会課題と向き合いながら試行錯誤を繰り返す実践的な学びができる教育機関を新たな選択肢として提供し、イノベーションを生み出したり、イノベーションを動かす人材の育成を目指してまいりたいと考えております。そのためには、既存の手法にとらわれない、新たな手法による教育機関の設立、運営が必要であることから、新たに学校法人を設立し、企業や大学と共同で運営する私立の高等専門学校の設立を目指したいと考えております。

資料左下には、企業・大学と共に運営する高専のイメージを掲載しておりますが、企業からは、資金提供のほか、研究者等の派遣により事業分野を生かした学びの機会を提供していただき、大学からは教員等の派遣により基本的・専門的な学びの機会を提供していただき、本市は職員の派遣や設置・運営に係る経費の補助など、全体の下支えとしての役割を担いたいと考えております。

今後、学校規模の具体化と合わせて、必要な経費総額や教員数を算出し、企業や大学と連携しながら、それらの確保に向けて取り組みたいと考えております。

次のページを御覧ください。

想定する領域について、でございます。

参画する企業や大学の事業領域など、高専での学びの先にある領域から、逆算して設計したカリキュラムとし、それらの事業分野に対応した、「知」の基盤としての基礎科目、「知」の探究としての専門科目を、それぞれ学んでいくことで、最終的には参画企業の事業領域へ還元するとともに、本市の発展にも貢献していく仕組みとなるよう検討を進めているところでございます。

次のページを御覧ください。

新たな高専が目指す姿でございますが、新たな高専では、産業界・学術界・川崎市が連携し、志と感度の高い学生を参画するプレイヤー全員にとっての学生として受け入れ、これまでとは一

線を画すアプローチで人を育てたいと考えております。
また、新たな高専は、人を育てる取組を通じて、先端研究、共同研究、社会課題解決、新産業・スタートアップ等を生み出す、産学官連携型イノベーション・ハブとしての役割を担いたいと考えております。その中で、新たな高専が企業・大学・研究機関と都市機能を結び直し、トップレベルの学生との対話や協働を通じて企業や大学を活性化させながら、学生は産業の成長を支えるエンジンとして還っていくことを目指したいと考えております。
次のページには、参考資料として設置スキームの全体像をお示ししております。
次のページ、９ページ目を御覧ください。
開校までのスケジュールでございますが、最短で令和１２年度の開校を目指したいと考えておりまして、年内に準備委員会を、来年度中には設置申請の主体となる準備財団の設立を想定しております。なお、主要キャンパス予定地である、川崎総合科学高等学校とは、１年間の併存を想定しております。
また、資料下段に記載のとおり、令和１２年度開学を目指し、取組を加速化させるため、現在、設置準備組織の整備及び補正予算の計上を検討しているところでございます。
説明は、以上でございます。

【落合教育長】
御説明ありがとうございました。高等専門学校に関する検討状況についての御説明でしたが、御質問、御意見はございますでしょうか。
坂口委員。

【坂口委員】
ありがとうございます。すごく洗練されたプレゼン資料で、見入ってしまいました。ありがとうございます。
二つあります。一つは、どういう人が入学する、どういう人に入学してほしいと思っているかです。
あともう一つは、大学との連携というのをやはりある程度進めることを前提となさっているんですが、川崎市立の看護大学は別として、そこも含まれるか分からないんですけれども、近隣の公立の学校だけでも横浜の市立だったり、それから神奈川県の保健福祉大学だったりというのがあるかと思いますが、私立大学は無数にあると思うんですけれども、特にどのような大学と、どのような連携を結んでいくということなのかというのも、もしアイデアがあれば教えていただきたいです。

【落合教育長】
続けて関連して質問ありますか。
いいですか、意見。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】
どういうふうに入学してほしいかという点でいきますと、この設計の問題意識の中には、やはり今、神奈川県内には高専がないですねというところがあり、広く言えば理系になりますけれど

も、最先端分野とかに興味がありながらも、一旦、高校は普通科高校に行かざるを得ず、その中で理系を選択して学び、理系の学部に進学するというふうなルートが現状では標準で言うと、このような形になっていると。

そうではなくて、もっと早くから新しい分野に触れたいというふうに考えている子どもたちというのは一定数いると思っていまして、そういう子たち、新しい分野、新しい技術、そういったところにアンテナを張ってですね、興味関心が高いという子どもたちに、ぜひ来てほしいなというふうに思っています。

また、企業や大学と連携するというスキームの具体的な企業名ですとか、大学名というところが出てくると、いわゆる高校生年代のうちからこういったところで一緒に学べるんだというところは一定程度アピールの高いものになるのではないかというふうに考えておりますが、そういったところにアンテナ立ててですね。やってみたいなというふうに思っているという子たち、そういった子たちに、ぜひ来てほしいなと考えています。

大学との連携という部分については、御指摘のとおり連携していくことを前提として含みますけれども、一つのアイデアとしては、既に大学と企業が連携して共同研究をしているというようなこともあろうかと思います。

そういった両者が親和性の高い研究領域をやっている大学と、そこと連携している企業、そういったところが、できればセットで関わってくれるとありがたいというふうに思っていますし、大学との連携の一つのアイデアとしてはですね、高専を卒業した後は、３年次編入という形で大学に編入するというパターンが出てくるかと思います。

それを想定したときに、大学側から見て、いわゆる高校生年代を起点とした教育課程を一緒に組んでいく、そういったことで自然と大学の編入につながっていく、場合によっては大学につながらなくてもそのまま企業へ就職していく。

そういうようなところが、志というか事業領域あるいは研究領域を同じにするような大学と企業というような組合せで参画していただけるというふうな形になると、教育課程の連続性というところも含めて、より強固になるのではないか、そんなようなアイデアとして考えております。

【落合教育長】

よろしいですか。

【坂口委員】

ありがとうございます。

国家戦略特区など既に走っているということなので、それを意識していらっしゃるのかなと思って、今、回答を伺っておりました。

恐らく、これは教育委員会を超える話ですけれども、スタートアップなんかの支援を市として行うということも併せて、この高専のアイデアが生きてくるんだろうなと思って、ちょっと夢を見せていただいております。ありがとうございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

【森川委員】
ありがとうございます。
すみません、ちょっと教えていただきたいんですけど、高校無償化の対象にはなるのかと、その年限と、どうしても、子どもたちが進学するとき、理系の学校、あと、運動系の学校、技術系の学校、全部学費が高いというのが、結構ネックになっていることが多いんですけども、これはどこまでが無償化の対象だとか、ちょっと分かっていないんで、教えてください。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】
ありがとうございます。
無償化のタイミングについては、あれもよく見ると、高校等授業料無償化みたいな言い方をしていまして、高専についても高校生年代、１年生から３年生部分までは国の進める無償化の対象になっています。
私立のほかの高校と一緒で、それを超える学費だったりというところについては、自己負担ということは、その仕組みは変わらないです。４年生、５年生部分については、授業料を徴収するというのが一般的な形にはなりますけれども、そこについて今回のスキームの中で、企業の皆さんから出資していただいた、あるいは基金を活用して運用したものを、そういうところに充てていくのかというようなことは、アイデアとしては出てくるのかなというふうには思いますが、一応、仕組み上で言えば３年生まで無償化対象です。

【森川委員】
ありがとうございます。

【落合教育長】
ほかいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。ありがとうございました。
それでは、報告事項Ｎｏ．８は終了といたします。

報告事項Ｎｏ．９　中央支援学校高等部分教室の学校化及び田島支援学校桜校の本校化について

【落合教育長】
それでは、次に、報告事項Ｎｏ．９「中央支援学校高等部分教室の学校化及び田島支援学校桜校の本校化について」の説明を、支援教育課担当課長からお願いいたします。

【盛光支援教育課担当課長】
それでは、報告事項Ｎｏ．９「中央支援学校高等部分教室の学校化及び田島支援学校桜校の本校化について」、御説明いたします。
ファイルナンバー１０－１、報告事項Ｎｏ．９のファイルをお開きいただき、２ページ目を御覧ください。

初めに、１、総合計画等における位置付けでございますが、本件については、川崎市総合計画第４期実施計画及びかわさき教育プラン第１期実施計画に位置付けており、令和１０年度に向けて、学校化・本校化を計画的に推進することとしています。

なお、市内には、左下の地図に記載のとおり、市立及び県立の特別支援学校が設置されているところでございます。

資料右を御覧いただきまして、学校化・本校化についてでございますが、学校化とは、現在、分教室として設置されている教室を、新たに学校教育法上の特別支援学校として設置することを指し、本校化とは、学校教育法上の特別支援学校ではある分校を、本校から独立した学校とすることを指します。

３ページを御覧ください。

２、学校化・本校化の検討に至る背景でございますが、本市では、分校を含め特別支援学校を４校配置しており、本校とは別に、分校や分教室等を分散して設置し、学校運営を行っております。分校及び分教室には校長を配置することができないことから、校長不在の状態で学校管理・運営をしております。

特に、中央支援学校については、５か所に分散している中で、児童生徒数及び教職員数も多く、管理運営体制に課題が生じております。

また、田島支援学校桜校については、本市における医療的ケアの拠点校として、人工呼吸器等の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れており、校長不在の際に、救急搬送等の緊急対応や判断を要する案件への迅速な対応が課題となっております。

さらに、中央支援学校及び田島支援学校の高等部では、家庭環境等に起因する生徒指導上の対応も多く、警察や児童相談所等との連携を必要とする事案も発生しております。

以上のことから、中央支援学校高等部分教室の学校化及び田島支援学校桜校の本校化によって、各校に校長を配置し、マネジメント体制の強化を図ることといたしました。

４ページ目を御覧ください。

３、中央支援学校高等部分教室を取り巻く現状でございますが、今回の学校化・本校化によって一定の課題解消は図れるものの、中央支援学校高等部分教室を取り巻く現状について、説明させていただきます。

障害に関する状況ですが、本市の小学校・中学校の特別支援学級のうち、自閉症・情緒障害学級在籍児童生徒数が増加し、全体の半数を超える状況が続いていること、本市の療育手帳取得者は増加傾向にあり、特にＢ２、軽度知的障害の手帳取得者の増加が顕著となっております。

次に、中学校特別支援学級卒業生の進路については、インクルーシブ教育実践推進校や通信制高校、定時制高校など選択肢が拡大したことにより、進路の多様化が進んでおります。

こうした状況を背景として、中央支援学校高等部分教室では、従来の知的障害のほか、発達障害等により情緒面の支援を必要とする生徒が増加するなど、在籍生徒の実態が多様化しております。

また、高等部分教室卒業後の進路についても、これまで企業就労に特化した教育目標としてきましたが、右の表にあるとおり、卒業後の進路が多様化していることから、教育目標と在籍生徒の教育的ニーズとの間にそごが生じている状況です。

このため、高等部分教室の学校化に当たっては、生徒の教育的ニーズを踏まえて、学校教育目標等の見直しも図ってまいります。

５ページ目を御覧ください。

４、学校化・本校化に当たっての今後の検討事項でございますが、今後、学校教育目標等、学校名、校歌・校章の決定のほか、高等部分教室の入学者選抜方針の決定、学校設置条例の改正手続、県立特別支援学校の新規整備に伴う調整が必要となります。

①学校教育目標等についてでございますが、中央支援学校高等部分教室の学校教育目標等につきましては、これまで教育理念や目指す児童生徒像については本校と共通でしたが、多様な進路を支える教育の充実が必要であることから、生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、多様な自己実現を支える学校づくりを目指し、新たに教育理念等を定め、学校教育目標等を見直すとともに、新たな教育課程の編成や募集生徒数の拡大を図ってまいります。

中段右の表を御覧ください。

新たな学校教育目標等につきましては、現行の企業就労中心の教育目標から、新たな教育理念として生徒主体・探究・キャリア発達・地域協働を掲げ、学校教育目標を考え、関わり、行動し、共に未来を創るとする方向で検討しております。

また、教育課程につきましては、企業就労をはじめとした社会的自立に必要な力を育成する「（仮称）就業技術コース」と、自立活動に重点を置き、基本的な生活習慣の習得に取り組む「（仮称）能力開発コース」の２コース制の導入を検討しております。

多様な教育的ニーズや進路希望への対応を図るとともに、募集生徒数についても、現在の２４人から３２人へ拡大する予定でございます。

６ページ目を御覧ください。

田島支援学校桜校の学校教育目標等につきましては、現在の児童生徒及び地域の実態に適合していることから、本校化に伴う変更は行わない予定でございまして、これまで培ってきた教育的な知見や実践を基盤とした学校運営を行い、教育の充実を図ってまいります。

次に、②学校名、③校章・校歌、④入学者選抜方針、⑤学校設置条例の改正につきましては、記載のとおり進め、令和９年２月の教育委員会会議で改めてお諮りさせていただきます。

次に、⑥県立特別支援学校の新規整備に伴う調整についてでございますが、令和１１年４月に幸区河原町に県立特別支援学校が新たに開校することから、今後、県と連携しながら、通学区域やスクールバスの運行区域等の調整を進めてまいります。

５、今後のスケジュールでございますが、今後、議会への報告のほか、各学校での学校説明会において、新たな学校教育目標等について説明を行う予定でございます。また、令和９年２月に、学校名や入学者選抜方針等について、教育委員会にお諮りさせていただきます。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございました。

中央支援学校高等部分教室の学校化と田島支援学校桜校の本校化についての説明でしたが、御質問、御意見ございますでしょうか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。

ごめんなさい。教えていただきたいんですけど、本校化等々するとトータルして募集人員も、この２４人が３２人になるのと、それ以後、例えば小学校が小学部のあるところが本校化していくと、何というんですか、行く側に何かメリットとか何かあるのかなというのと。

東京都に比べてどうしても支援学校の枠が少ないんですよ、川崎市。行くところがなくて、Ａ２とかも、その小学校の支援教育面においてそういう状況があるので、先生方の御希望も大変なものだと思うんですが、なので何か本校化されることによって、人数が増える以外に何かあったら教えてください。

【落合教育長】

支援教育課担当課長。

【盛光支援教育課担当課長】

今回は中央支援学校高等部分教室の学校化に伴う取組でございますので、それによって小学校や中学校が分教室を学校化していくというようなところは検討中というところでございますので、特に変更等はございません。

ただ、この中央支援学校の募集定員を２４名から３２名に増やす理由というのは、この市内の特別支援教育ニーズの高まりとか、あとは進学希望の状況を踏まえて、受入規模の拡充を図っております。引き続き、教育環境の質の確保を前提に対応していきたいと思っております。

また、学校化に伴い新たな教育課程をこの後、導入していくためのコースごとの教育活動を充実できる規模が必要と考えているので、１学級増としての３２名の募集定員を考えております。

【森川委員】

分かりました。

【落合教育長】

ほかはいかがでしょうか。

特によろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、報告事項Ｎｏ．９を終了いたします。

報告事項Ｎｏ．１０　児童生徒への性暴力等に係る再発防止について

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．１０「児童生徒への性暴力等に係る再発防止について」の説明を指導課担当課長からお願いいたします。

【古野指導課担当課長】

報告事項Ｎｏ．１０、児童生徒への性暴力等に係る再発防止について、御報告させていただきます。

ファイルナンバー１１、報告事項ナンバー１０のファイルを御覧ください。

教職員による児童生徒への性暴力等に係る再発防止策を検討する目的で、第三者委員会を設置することについて、御説明させていただくものでございます。

２ページを御覧ください。

１、幸区内の小学校のわいせつ事案の概要についてでございます。

（１）小学校教員の逮捕及び懲戒処分についてでございますが、市立小学校の教員が、令和６年６月頃から令和７年６月頃にかけて、児童複数名に対し、自身が所属する学校の教室内で下半身の一部の露出を伴う不同意わいせつ行為を行ったこと､同校においてわいせつな行為をした上、身体を撮影したこと等の疑いで、令和７年１０月３０日に逮捕され、令和８年４月に懲戒処分を行ったものでございます。その後、５月１２日には５回目の逮捕がありました。

３ページを御覧ください。

２、事案発生後の対応についての（１）取組状況についてでございますが、事案発生後に取り組んだ主な再発防止策につきましては、教職員等による児童生徒性暴力、体罰及び不適切な関わりの防止等に係る校内研修、学校の安全点検等の取組を実施してきたところでございます。

（２）今後に向けてでございますが、学校内の活動中に発生した事案であることを踏まえ、本事案の検証や児童生徒性暴力等の再発防止策の提言を受けるため、第三者委員会を速やかに設置し、対応していくことといたします。

４ページを御覧ください。

３、外部有識者による第三者委員会の設置についての（１）川崎市児童生徒性暴力等防止対策委員会の設置でございますが､令和７年１２月に川崎市附属機関設置条例を一部改正して､学校、教育活動中に起きた事故のほか、自死、事件について調査を行うために、川崎市学校事故等詳細調査委員会を設置いたしました。今回、同条例第８条に基づき、委員及び臨時委員で構成する部会として、川崎市児童生徒性暴力等防止対策委員会を設置し、事案の検証と児童生徒性暴力等の再発防止策について、調査審議・検討を行ってまいりたいと考えております。

この委員会の委員構成でございますが、現在の川崎市学校事故等詳細調査委員会から３名、新たに教育委員会が委嘱する臨時委員５名の合計８名で構成いたします。

５ページを御覧ください。

（２）川崎市児童生徒性暴力等防止対策委員会において調査審議・検討する内容でございますが、１、事案の検証といたしましては、わいせつ事件が起きた背景と原因の分析と検証を行うものでございます。

２、再発防止策の検討・提言といたしましては、（１）教職員等への研修内容等として、全教職員に向けた性暴力等防止に関する研修の充実、学校管理職に向けた学校組織マネジメントと人材育成に関する研修の充実、性暴力等防止をテーマにした自主考査の充実を検討いたします。

（２）児童生徒性暴力等が起きない教育環境の整備といたしまして、性犯罪等が発生しない教育環境の検討、防犯機器の導入検討、私的端末の業務利用禁止及びその代替手段の検証を行います。

（３）児童生徒等の相談体制の整備として、児童生徒に対するアンケートの手法等の検討、被害児童生徒やその保護者等が安心して相談できる環境の整備、児童生徒等への啓発方法の検討などを行っていただくよう考えているところでございます。

６ページを御覧ください。

（３）川崎市児童生徒性暴力等防止対策委員会スケジュール（想定）でございますが、９月の第１回開催以降、原則月１回開催し、来年３月の報告を予定しておりますが、調査審議・検討の状況によって、期間が延長する場合がございます。

（４）当面のスケジュールでございますが、本日８月１８日の教育委員会会議（定例会）にて報告の後、同月２７日、文教委員会で所管事務報告を行い、９月１５日、第１回委員会開催を予定しております。

なお、資料１として川崎市附属機関設置条例、資料２として川崎市学校事故等詳細調査委員会運営要綱がございますので、後ほど御確認ください。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

性暴力等に係る再発防止策を検討する目的で、第三者委員会を設置するという、そういう説明でしたが、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

御説明ありがとうございました。本件は、承知いたしました。

この設置に至る前の状況で、今現在の状況ですけども、逮捕者も出て、報道も出て、実名も出て、今現在の学校の中で類似の疑わしい事項とかですね、そういう事案が発生というのはないことは確認をされましたか。

【古野指導課担当課長】

当該学校でという。

【西井委員】

いや、川崎市の全部の学校ですよ。

【古野指導課担当課長】

アンケート等は実施して、そのようなことがないかどうかというのは確認をしております。

【西井委員】

それは、全校を対象にした。

【古野指導課担当課長】

はい、そのとおりです。

【西井委員】

ぜひ、これ、しっかりと第三者委員会に調べていただくということが大事なんですけど、並行して同じようなことが起きたら泣きっ面に蜂で､何をやっているんだということになりますので、

ぜひそこは、やっぱりちょっと安心しました。ありがとうございます。

【落合教育長】
そのほかいかがでしょうか。
芳川委員、どうぞ。

【芳川教育長職務代理者】
芳川です。少し質問させてください。
すごく分かりやすいスライドで整理されておりましたので、内容について把握することができました。
気になったところは、最後のスライドに、９月に第１回委員会の開催ということなんですが、この委員会というのは設置された委員会がこれから開催するということでよろしいでしょうか。

【落合教育長】
担当課長。

【古野指導課担当課長】
委員会のほうは９月１５日に１回目、これから開催されます。

【芳川教育長職務代理者】
分かりました。
そうすると、この委員会というのは、一つは第三者調査委員会ですので、調査をする、それから再発防止ということになりますので、何か委員会を開催する前にもう既に再発防止の内容ができてしまっているような感じがしていて、ちょっと早いかなという気がしていて、むしろこれは案として取っていただいて、第三者調査委員会から実際にどのような話が出るのか、何か同じ委員会という名前が出ているので、そこがちょっと混乱が生じているなと思っているんですが、もしこれから調査委員会で始めるという感じであれば、何か内容としてはあまり固まり過ぎちゃったら調査委員会の委員の皆さんにとって、やりにくいかなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

【落合教育長】
担当課長。

【古野指導課担当課長】
こちらの資料に掲載させていただきました案といたしましては、こちらの、事務局としてこんなものを検討していただけないかと思っておりますので、第三者委員の皆様にも広い見識に基づいて、広く再発防止策を検討していただきたいと思っております。
あくまでも記載したのは例示ということで、こちらからちょっとこんなふうに検討してほしいということで例示をしたまでとなりますので。

【芳川教育長職務代理者】
よろしいでしょうか。

【落合教育長】
どうぞ、続けて。

【芳川教育長職務代理者】
今、第三者調査委員会は、第三者の中立性をすごく大事にされています。もちろん、いじめもそうですけれども、今回の案件もそうですので、そういう意味ではあまり事務局からいろんなことをぜひ検討していただきたいというのを早く出しちゃうと、逆に調査委員会から機嫌を損なうんじゃないかなという気がしますので、まずちょっと置いていただいて、事務局はあんまり介入しないような形でまず見ていただいて、ある程度案が固まったところで、今こちらが考えている再発防止で研修だったりとか、そこに関しては出していたほうがいいような気がしますので、ほかの市町村なんです、いじめの場合は、事務局は会議すら参加しちゃいけないというふうになっていますので、ちょっとそこは踏まえて考えていただければと思います。
以上です。

【落合教育長】
ありがとうございます。
担当課長。

【古野指導課担当課長】
御意見ありがとうございます。
この掲載の仕方をちょっと考えさせていただきますので、御意見ありがとうございました。

【落合教育長】
ありがとうございます。
ほかはいかがでしょうか。
進めてよいという感じで、よろしくお願いいたします。
それでは、報告事項Ｎｏ．１０は終了といたします。

報告事項Ｎｏ．１１　いじめ防止対策推進法に規定するいじめ重大事態に係る調査報告について

古野指導課担当課長が説明した。
報告事項Ｎｏ．１１は終了した。

１０　閉会宣言

【落合教育長】

以上をもちまして、本日の委員会は終了といたします。

（１７時５５分　閉会）